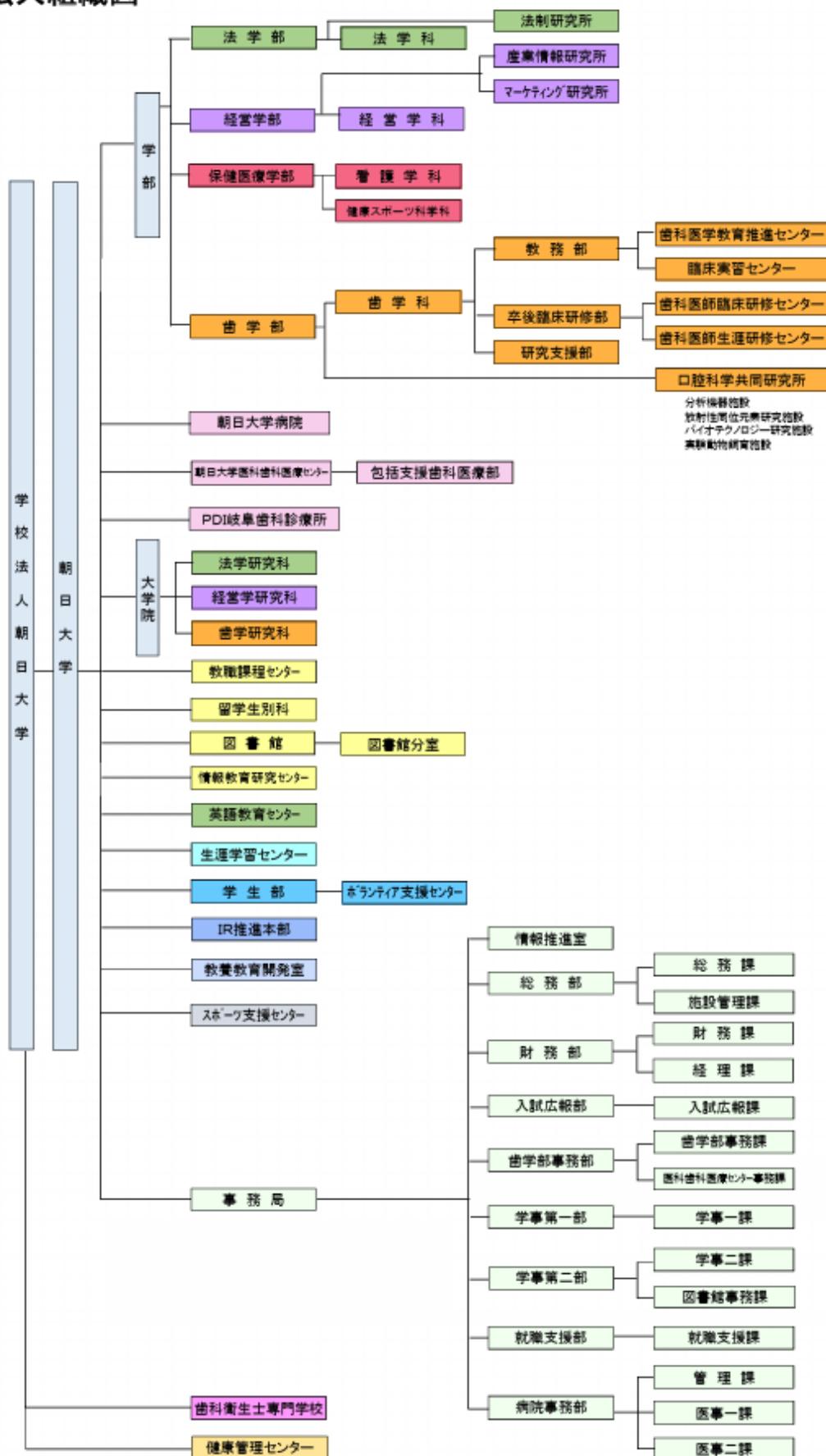
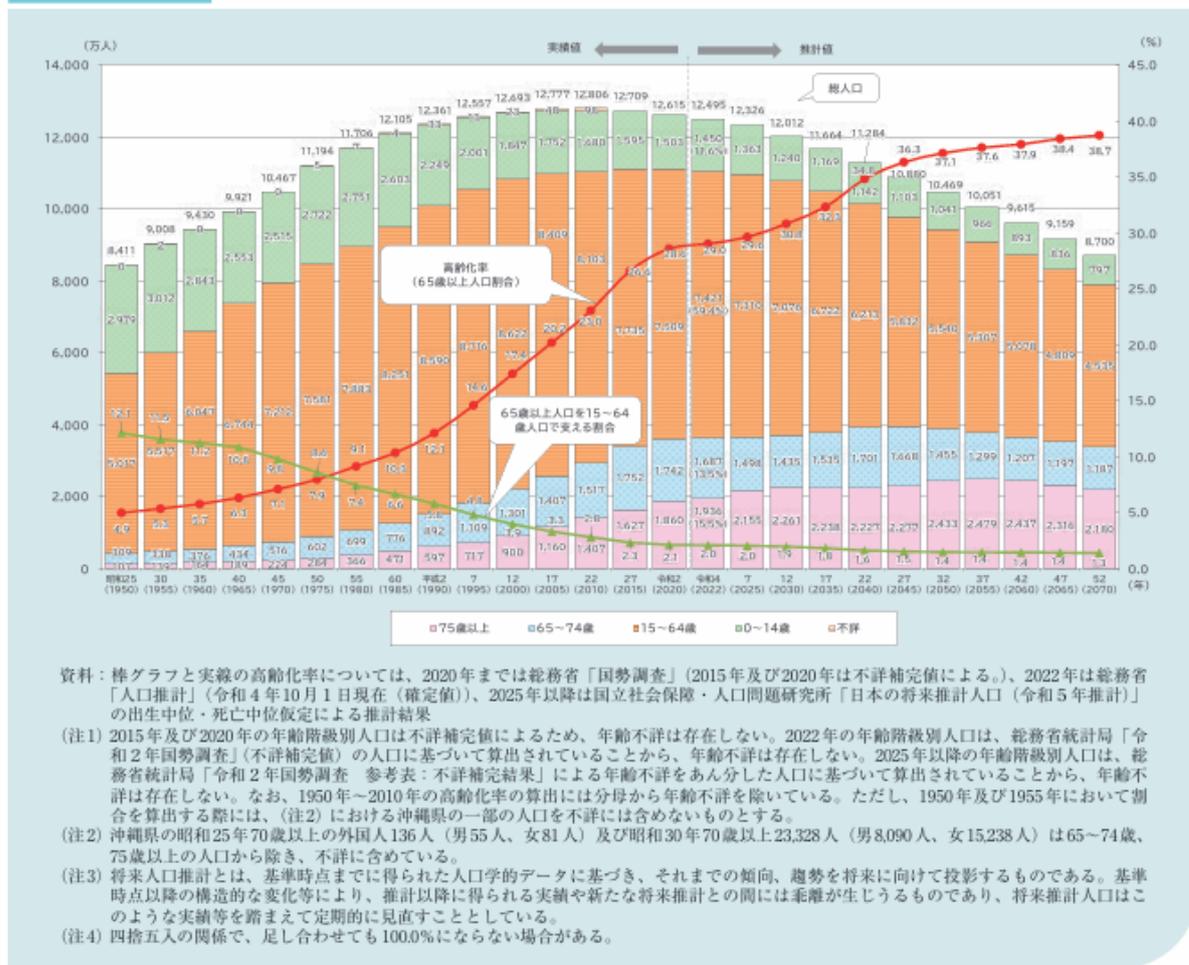


法人組織図



「令和5年版高齢社会白書 第1章 高齢化の状況 1 高齢化の現状と将来像より」

図1-1-2 高齢化の推移と将来推計



【資料 9-3】 岐阜県、三重県、静岡県並びに北陸 3 県の高齢化率の推計

表 1-1-10 都道府県別高齢化率の推移

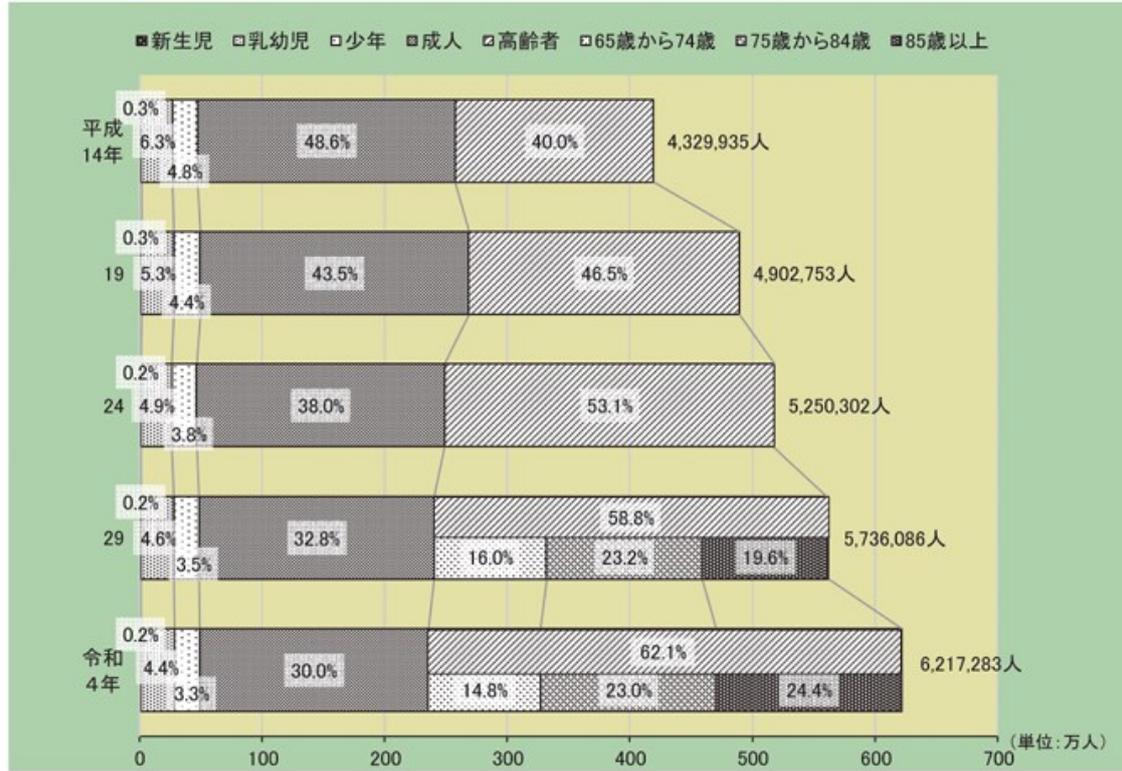
	令和 4 (2022) 年			令和 27 (2045) 年	高齢化率の伸び (ポイント)
	総人口 (千人)	65 歳以 上人口	高齢化率 (%)	高齢化率 (%)	
岐阜県	1,946	604	31.0	38.7	7.7
三重県	1,742	531	30.5	38.3	7.8
静岡県	3,582	1,101	30.7	38.9	8.2
富山県	1,017	335	33.0	40.3	7.3
石川県	1,118	338	30.3	37.2	6.9
福井県	753	235	31.2	38.5	7.3
資料：令和 4 年は総務省「人口推計」、令和 27 年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」					

「令和 5 年版高齢社会白書 第 1 章 高齢化の状況 4 地域別に見た高齢化より」

【資料9-4】 年齢区分別搬送人員構成比率の推移

「令和5年版消防白書 資料2-5-6 年齢区分別搬送人員構成比の推移より」

資料2-5-6 年齢区分別搬送人員構成比の推移

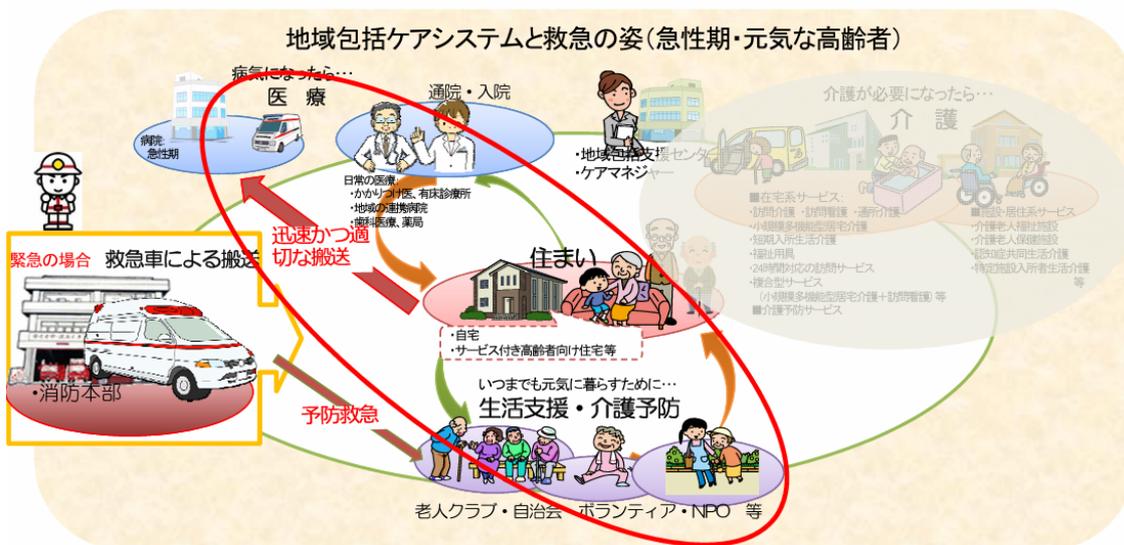


- (備考) 1 「救急年報報告」より作成  
 2 年齢区分は次によっている。  
 (1) 新生児 生後28日未満の者  
 (2) 乳幼児 生後28日以上満7歳未満の者  
 (3) 少年 満7歳以上満18歳未満の者  
 (4) 成人 満18歳以上満65歳未満の者  
 (5) 高齢者 満65歳以上の者  
 3 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

地域包括ケアシステムと救急(急性期・元気な高齢者)

厚生労働省  
資料より作成

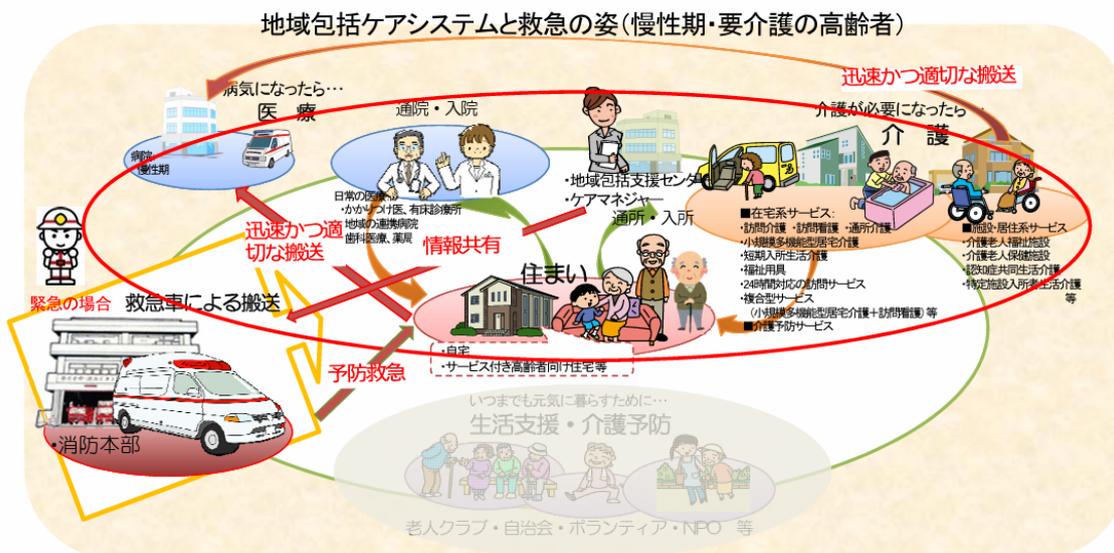
○ 急性期については、実施基準に基づいて迅速に適切な医療機関に搬送することが、長期の入院防止や介護が必要となる状態に陥ることの防止につながる。また、救急搬送が必要となる事故や疾病を防止する「予防救急」の取組を消防が行うことで、介護や入院が必要な方の減少につながることで、消防機関は地域包括ケアシステムにおいて重要な役割を果たす。



地域包括ケアシステムと救急(慢性期・要介護の高齢者)

厚生労働省  
資料より作成

○ 慢性期の方は、日常的に地域包括支援センター・ケアマネージャー・民生委員等、地域の福祉や在宅医療に支えられていることが多く、それらと消防機関が連携して情報共有に取り組むことで、福祉に従事する者に対して救急車をどのような場合に利用すべきかに関する理解を深めてもらうとともに、救急搬送の必要が生じた場合には迅速な病院選定につながり、消防機関は地域包括ケアシステムにおいて重要な役割を果たす。



【資料9-6】

岐阜県における年齢区分別の救急搬送者数の推移

「第8期 岐阜県保健医療計画（案）【令和6年度～令和11年度】第6節 救急医療対策1(1)②年齢区分、傷病程度別の救急搬送者の推移より」

②年齢区分、傷病程度別の救急搬送者の推移

- ・年齢区分別の搬送者は、高齢者が最も多く全体の約6割を占め、年々増加。
- ・傷病程度別では、中等症及び軽症が約8割を占める。

年齢区分別の救急搬送者数

(単位：人(％))

	平成29年				
	新生児	乳幼児	少年	成年	高齢者
岐阜	18 (0.02)	1,485 (1.8)	1,406 (1.7)	10,464 (12.5)	19,513 (23.3)
西濃	15 (0.02)	708 (0.8)	630 (0.8)	4,792 (5.7)	10,093 (12.1)
中濃	14 (0.02)	605 (0.7)	553 (0.7)	4,156 (5.0)	8,571 (10.2)
東濃	32 (0.04)	471 (0.6)	451 (0.5)	3,719 (4.4)	9,459 (11.3)
飛騨	24 (0.03)	220 (0.3)	242 (0.3)	1,797 (2.2)	4,236 (5.1)
県	103 (0.1)	3,489 (4.2)	3,282 (3.9)	24,928 (29.8)	51,872 (62.0)
全国	13,417	265,257	202,386	1,883,865	3,371,161

	平成30年					令和元年				
	新生児	乳幼児	少年	成年	高齢者	新生児	乳幼児	少年	成年	高齢者
岐阜	27 (0.03)	1,576 (1.8)	1,430 (1.6)	10,857 (12.4)	20,372 (23.3)	23 (0.03)	1,580 (1.8)	1,346 (1.5)	10,340 (11.9)	20,796 (23.9)
西濃	43 (0.05)	727 (0.8)	646 (0.7)	4,903 (5.6)	10,682 (12.2)	34 (0.04)	687 (0.8)	619 (0.7)	4,766 (5.5)	10,430 (12.0)
中濃	32 (0.04)	640 (0.7)	620 (0.7)	4,386 (5)	9,111 (10.4)	38 (0.04)	620 (0.7)	622 (0.7)	4,205 (4.8)	9,200 (10.6)
東濃	55 (0.06)	451 (0.5)	527 (0.6)	3,758 (4.3)	10,054 (11.5)	64 (0.07)	509 (0.6)	436 (0.5)	3,636 (4.2)	10,300 (11.9)
飛騨	27 (0.03)	213 (0.2)	227 (0.3)	1,718 (2.0)	4,483 (5.1)	20 (0.02)	218 (0.3)	195 (0.2)	1,624 (1.9)	4,595 (5.3)
県	184 (0.2)	3,607 (4.1)	3,450 (3.9)	25,622 (29.3)	54,702 (62.5)	179 (0.2)	3,614 (4.2)	3,218 (3.7)	24,571 (28.3)	55,321 (63.7)
全国	13,317	266,032	205,897	1,935,986	3,539,063	12,938	293,666	202,830	1,892,457	3,589,055

	令和2年					令和3年				
	新生児	乳幼児	少年	成年	高齢者	新生児	乳幼児	少年	成年	高齢者
岐阜	16 (0.02)	954 (1.2)	1,078 (1.4)	9,055 (11.8)	18,950 (24.7)	15 (0.02)	1,099 (1.4)	1,052 (1.3)	9,135 (11.6)	19,511 (24.7)
西濃	33 (0.04)	415 (0.5)	411 (0.5)	4,173 (5.5)	9,534 (12.5)	28 (0.04)	446 (0.6)	437 (0.6)	4,014 (5.1)	10,074 (12.8)
中濃	29 (0.04)	382 (0.5)	391 (0.5)	3,620 (4.7)	8,421 (11.0)	27 (0.03)	395 (0.5)	475 (0.6)	3,623 (4.6)	8,782 (11.1)
東濃	53 (0.07)	281 (0.4)	344 (0.4)	3,100 (4.0)	9,506 (12.4)	41 (0.05)	317 (0.4)	289 (0.4)	3,318 (4.2)	8,920 (12.4)
飛騨	14 (0.02)	119 (0.2)	124 (0.2)	1,315 (1.7)	4,249 (5.5)	18 (0.02)	137 (0.2)	173 (0.2)	1,319 (1.7)	4,459 (5.6)
県	145 (0.2)	2,151 (2.8)	2,348 (3.1)	21,263 (27.8)	50,660 (66.2)	129 (0.2)	2,394 (3.0)	2,426 (3.1)	21,409 (27.1)	52,646 (66.6)
全国	12,180	177,317	150,469	1,655,061	3,298,803	12,303	210,962	160,895	1,707,782	3,399,802

【出典 救急・救助の現況（総務省消防庁）】

【資料 9-7】 岐阜県における救急救命士が常時乗車している救急隊の割合

「第 8 期 岐阜県保健医療計画（案）【令和 6 年度～令和 11 年度】第 6 節 救急医療対策 1（1）イ②救急救命士が常時乗車している救急隊数及び全救急隊に占める割合より」

② 救急救命士が常時乗車している救急隊の割合

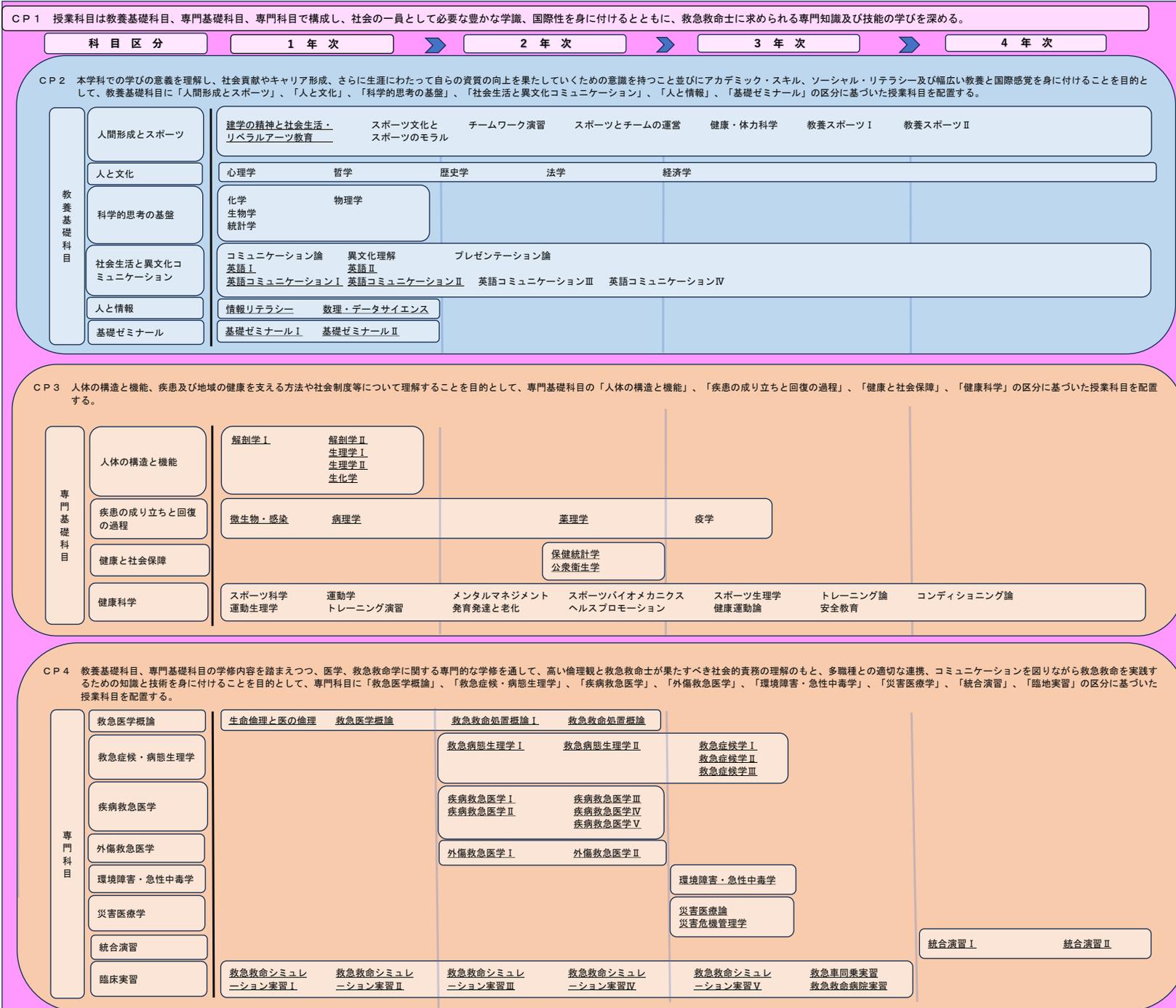
- ・ 救急救命士が常時乗車している救急隊数は全国的に年々増加しており、本県でも同様に推移。西濃圏域は平成 29 年に、中濃圏域は令和元年に 100%となった一方、東濃圏域及び飛騨圏域ではほとんど変化がない。

救急救命士が常時乗車している救急隊数及び全救急隊に占める割合

(単位:隊、%)

	平成 28 年		平成 29 年		平成 30 年		令和元年		令和 2 年		令和 3 年	
	隊数	%	隊数	%	隊数	%	隊数	%	隊数	%	隊数	%
岐阜	35	100.0	34	100.0	34	100.0	34	100.0	34	100.0	34	100.0
西濃	18	81.8	22	100.0	22	100.0	22	100.0	22	100.0	22	100.0
中濃	25	92.6	25	92.6	25	92.6	27	100.0	27	100.0	29	100.0
東濃	22	91.7	23	92.0	23	92.6	23	92.0	23	92.0	22	88.0
飛騨	11	61.1	11	61.1	11	61.1	11	61.1	11	61.1	11	61.1
県	111	88.1	115	91.3	115	91.3	117	92.9	117	92.9	118	92.2
全国	4,688	91.2	4,708	90.9	4,782	91.7	4,882	92.6	4,964	93.2	4,964	93.2

【出典 救急・救助の現況（総務省消防庁）】



※アンダーラインは必修科目を示す。

養成を目指す人材  
救急医学に関する諸知識及び救急・災害医学に精通し、人を思う心をもって人間関係を構築する力、自己研鑽をして未来を切り開く力、社会に貢献し、救急搬送サービス、大規模災害等において活躍できる救急救命士を養成する。

教育課程全体を通して修得

DP4 社会の一員として必要な豊かな学識、国際性を身に付けている。

DP5 自ら課題を発見し、専門的知識の活用及びコミュニケーションを通じて、あらゆる視点からものごとを検証し、問題解決に取り組むことができる。

DP6 地域社会に貢献する意欲を持ち、その知識・能力の向上に取り組むことができる。

DP1 生命倫理と医の倫理の基本理念を理解し、人々の尊厳と権利を擁護することができる。

DP2 救急救命士が果たすべき社会的責務を理解し、救急救命に関する専門的な知識及び技能を身に付けている。

DP3 医療チームの一員として適切なコミュニケーションを取りながら、多職種間で協働することができる。

【資料9-9】保健医療学部 救急救命学科 授業時間割

前学期

I限：9:00～10:30 II限：10:45～12:15 III限：13:10～14:40 IV限：14:55～16:25 V限：16:35～18:05

	月					火				
	年次	区分	授業科目名	担当	教室	年次	区分	授業科目名	担当	教室
I限	1	教◎	情報リテラシー	曾我部	PC3	1～4	教	アスリートの生活とキャリア	新井他	3201
	2	教◎	キャリア形成 I	江尻	3202	1～4	教	コミュニケーション論	常川	3204
	3	専基	疫学	廣瀬	3203	2	専◎	救急病態生理学 I	川口他	3202
						3	専◎	災害医療論	小倉	3203
II限	1	専基◎	微生物・感染	片岡	3201	1	教○	生物学	片岡	3201
	2	教◎	キャリア形成 I	江尻	3202	2～4	専基	発育発達と老化	竹島	3202
	3	専◎	環境障害・急性中毒学	小倉	3203	3	専◎	災害危機管理学	小倉	3203
III限	1	教◎	建学の精神と社会生活・リベラルアーツ	江尻ほか	3201	1～4	教	心理学	亀田	3201
	3	専◎	救急救命シミュレーション実習 V	小倉他	実習室	2	専◎	救急救命シミュレーション実習 III	小倉他	実習室
						3	専◎	救急症候学 I	澤田他	3203
IV限	2～4	専基	メンタルマネジメント	藤野	3202	2	専◎	救急救命シミュレーション実習 III	小倉他	実習室
	2～4	専基	スポーツ生理学	菅嶋	3203	3～4	専基	安全教育	土田	3203
	3	専◎	救急救命シミュレーション実習 V	小倉他	実習室					
V限	3	専◎	救急救命シミュレーション実習 V	小倉他	実習室	2	専◎	救急救命シミュレーション実習 III	小倉他	実習室

	水					木				
	年次	区分	授業科目名	担当	教室	年次	区分	授業科目名	担当	教室
I限	1	教◎	基礎ゼミナール I ①	江尻	3201	1	専◎	生命倫理と医の倫理	江尻	3201
	1	教◎	基礎ゼミナール I ②	神谷	3203	2	専◎	外傷救急医学 I	今泉	3202
	1	教◎	基礎ゼミナール I ③	名知	3204					
	1	教◎	基礎ゼミナール I ④	片岡	6406					
	1	教◎	基礎ゼミナール I ⑤	豊吉	6502					
	2～4	教	チームワーク演習	築瀬他	3202					
II限	1	教○	統計学	坂井	3201	1	専基◎	解剖学 I	江尻	3201
	3	専◎	救急症候学 II	小島	3203	2	教	英語コミュニケーション III ①	野畑	3202
						2	教	英語コミュニケーション III ②	亀谷	3204
						3	専◎	救急症候学 III	澤田	3203
III限	1	専◎	救急救命シミュレーション実習 I	澤田他	実習室	1～4	専基	スポーツ科学	菅嶋他	3201
	3～4	専基	健康運動論	竹島他	3203	1～4	専基	運動生理学	加藤	3204
						3	専◎	救急救命シミュレーション実習 V	小倉他	実習室
IV限	1	専◎	救急救命シミュレーション実習 I	澤田他	実習室	1～4	教	教養スポーツ I ①	新井	3203
	2	専◎	疾病救急医学 II	石澤	3202	1～4	教	教養スポーツ I ②	禿	3204
						1～4	専基	トレーニング論	竹島他	3201
						3	専◎	救急救命シミュレーション実習 V	小倉他	実習室
V限	1	専◎	救急救命シミュレーション実習 I	澤田他	実習室	3	専◎	救急救命シミュレーション実習 V	小倉他	実習室

	金				
	年次	区分	授業科目名	担当	教室
I限	1	教◎	英語 I ①	野畑	3201
	1	教◎	英語 I ②	亀谷	3203
	2	専◎	疾病救急医学 I	小島他	3202
	4	専◎	統合演習 I	小倉	3204
II限	1	教◎	英語コミュニケーション I ①	野畑	3201
	1	教◎	英語コミュニケーション I ②	亀谷	3203
	2	専◎	救急救命処置概論 I	澤田	3202
III限	1～4	教	プレゼンテーション論	常川	3201
	2	専◎	救急救命シミュレーション実習 III	小倉他	実習室
	3～4	専基	コンディショニング論	本田	3203
IV限	1	教○	化学	神谷	3201
	2	専◎	救急救命シミュレーション実習 III	小倉他	実習室
V限	2	専◎	救急救命シミュレーション実習 III	小倉他	実習室

区分：教は教養基礎、専基は専門基礎、専は専門、◎は必修科目、○は選択必修科目を示す。

## 後学期

I 限：9:00～10:30 II 限：10:45～12:15 III 限：13:10～14:40 IV 限：14:55～16:25 V 限：16:35～18:05

	月					火				
	年次	区分	授業科目名	担当	教室	年次	区分	授業科目名	担当	教室
I 限	1	教◎	数理・データサイエンス	曾我部	PC3	1	教○	物理学	山本	3201
	2	教◎	キャリア形成Ⅱ	江尻	3202	2	専◎	救急病態生理学Ⅱ	石澤	3202
II 限	1	専基◎	病理学	落合	3201	1	専基◎	生化学	神谷	3201
	2	教◎	キャリア形成Ⅱ	江尻	3202	2～4	専基	ヘルスプロモーション	竹島他	3202
III 限	1	専基◎	生理学Ⅰ	裕	3201	1	専◎	救急救命シミュレーション実習Ⅱ	澤田他	実習室
	2	専◎	救急救命シミュレーション実習Ⅳ	小倉他	実習室	2	専基◎	保健統計学	廣瀬	3202
IV 限	1	専◎	救急医学概論	澤田	3201	1	専◎	救急救命シミュレーション実習Ⅱ	澤田他	実習室
	2	専◎	救急救命シミュレーション実習Ⅳ	小倉他	実習室	2	専◎	疾病救急医学Ⅴ	桑田	3202
V 限	2	専◎	救急救命シミュレーション実習Ⅳ	小倉他	実習室	1	専◎	救急救命シミュレーション実習Ⅱ	澤田他	実習室

	水					木				
	年次	区分	授業科目名	担当	教室	年次	区分	授業科目名	担当	教室
I 限	1	教◎	基礎ゼミナールⅡ①	江尻	3201	1～4	教	哲学	佐藤	3201
	1	教◎	基礎ゼミナールⅡ②	神谷	3203	1～4	教	異文化理解	畦地	3203
	1	教◎	基礎ゼミナールⅡ③	名知	3204	2	専◎	外傷救急医学Ⅱ	今泉	3202
	1	教◎	基礎ゼミナールⅡ④	片岡	6406					
	1	教◎	基礎ゼミナールⅡ⑤	豊吉	6604					
	2～4	教	スポーツとチームの運営	築瀬他	3202					
	2～4	専基	スポーツバイオメカニクス	加藤	511					
II 限	1～4	教	健康・体力化学	新井	3201	1	専基◎	解剖学Ⅱ	江尻	3201
	1～4	専基	運動学	山本他	3204	2	教	英語コミュニケーションⅣ①	野畑	3202
	2	専◎	疾病救急医学Ⅳ	五十嵐	3202	2	教	英語コミュニケーションⅣ②	亀谷	3204
III 限	1～4	教	スポーツ文化とスポーツのモラル	林他	3201	1～4	教	歴史学	前谷	3201
	1～4	専基	トレーニング演習	山本他	3204	1～4	教	法学	下條	3202
	2	専基◎	公衆衛生学	廣瀬	3202	1～4	教	経済学	畦地	3203
IV 限						2	専◎	救急救命シミュレーション実習Ⅳ	小倉他	実習室
	1	専基◎	生理学Ⅱ	裕	3201	1～4	教	教養スポーツⅡ①	新井	3203
						1～4	教	教養スポーツⅡ②	禿	3204
V 限					2	専◎	救急救命シミュレーション実習Ⅳ	小倉他	実習室	

	金				
	年次	区分	授業科目名	担当	教室
I 限	1	教◎	英語Ⅱ①	野畑	3201
	1	教◎	英語Ⅱ②	亀谷	3204
	2	専◎	疾病救急医学Ⅲ	川口	3202
II 限	1	教◎	英語コミュニケーションⅡ①	野畑	3201
	1	教◎	英語コミュニケーションⅡ②	亀谷	3204
	2	専◎	救急救命処置概論Ⅱ	澤田	3202
III 限	1	専◎	救急救命シミュレーション実習Ⅱ	澤田他	実習室
	2	専基◎	薬理学	柏俣	3202
IV 限	1	専◎	救急救命シミュレーション実習Ⅱ	澤田他	実習室
	4	専◎	統合演習Ⅱ	小倉他	3204
V 限	1	専◎	救急救命シミュレーション実習Ⅱ	澤田他	実習室

区分：教は教養基礎、専基は専門基礎、専は専門、◎は必修科目、○は選択必修科目を示す。

【資料9-10】 朝日大学アセスメント・ポリシーに関する規程

朝日大学アセスメント・ポリシーに関する規程

2019年6月27日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、朝日大学学則第30条の2の規定に基づき、朝日大学（以下「本大学」という。）における学生の学修成果の評価の方針（以下「アセスメント・ポリシー」という。）について、その目的、達成すべき質的水準及び具体的実施方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(方針)

第2条 アセスメント・ポリシーは、各学部・学科において別に定めるディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーの3つのポリシーに基づき、本大学全体レベル、学部・学科レベル、科目レベルの3段階で、学生の学修成果の評価を次の各号のとおり行うものとする。

- (1) 学士力、学科の卒業認定・学位授与の方針に定める「学生が身に付けるべき資質・能力」、キャリアに関して身に付けるべき知識や能力に関する学修成果の把握・評価を行う。
- (2) 学修成果を把握・評価することで、学生自らがPDCAに取り組み、学生が自らの成長を実感できるようにする。
- (3) 学修成果を把握・評価することで、授業科目担当者及び学部・学科として教育の改善・向上に取り組み、教育の質を保証する。
- (4) 学修成果の把握・評価に関する情報を公開することにより、社会への説明責任を果たす。

(段階別の方針)

第3条 各段階におけるアセスメント・ポリシーは、次の各号のとおりとする。

- (1) 本大学全体のアセスメント・ポリシー  
学生の進路（就職率、就職満足度等）等から、学修成果の達成状況を検証する。検証結果は、本学の現状把握、全学的な教育改革・改善、学生・学習支援の改善等に活用する。
- (2) 学部・学科のアセスメント・ポリシー  
各学部・学科における卒業要件達成状況、単位取得状況、GPA、外部客観テスト等から教育課程全体を通じた学修成果の達成状況を検証する。
- (3) 科目ごとのアセスメント・ポリシー  
シラバスで提示された授業等科目の学修目標に対する評価や学生授業評価等の結果から、科目ごとの学修成果の達成状況を検証する。科目の成績評価は、科目の特性や到達目標などを踏まえて、教員がシラバスに明示した評価方法に沿って行う。

(達成すべき質的水準)

第4条 授業科目等の達成すべき質的水準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 授業科目において達成すべき質的水準については、朝日大学GPA制度に関する規程（以下「GPA規程」という。）第2条に定められた評価基準によるものとし、評定の「C」（GPの「1.0」）以上とする。

成績評価	点数 (100点満点)	評価基準			GP
		到達目標	成績	判定	
S	90点～100点	ほぼ完全に達成	きわめて優秀	合格	4.0
A	80点～89点	十分に達成	優秀		3.0
B	70点～79点	概ね達成	良好		2.0
C	60点～69点	最低限達成	最低の合格可		1.0
D	59点以下	達成していない	合格不可	不合格	0.0

- (2) GPAについては、学年(学期)ごとに達成すべき質的水準として、GPA規程第3条第2項に定められた学年(学期)GPAを、また、卒業認定について達成すべき質的水準として、GPA規程第3条第2項に定められた総合GPAを用いることとし、その基準値は各学部・学科において定めることとする。

- (3) その他達成すべき質的水準については、別に定めるベンチマークを用いる。  
(評価の実施方法)

第5条 学修成果の評価の実施方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 授業科目における学生が修得した知識及び能力の状況については、次の方法により測定する。

学生個人の把握・評価	授業科目としての把握・評価
授業科目ごとの成績(GP)	授業科目のシラバスに示された評価方法・基準による成績評価
授業科目ごとの授業に対する理解度と満足度	授業改善のためのアンケートにおける授業を受けた後の理解度と満足度

- (2) 授業科目における学生の学修に係る意識及び行動の状況については、次の方法により測定する。

学生個人の把握・評価	授業科目としての把握・評価
授業科目ごとの予習・復習の学修時間	授業改善のためのアンケートにおける学修時間に関する結果
出席率	出席調査結果

- (3) 教育課程における学生が修得した知識及び能力の状況については、各学部・学科の定める実施方法等に基づき、次の方法により測定する。

学生個人の把握・評価	学部・学科としての把握・評価
成績(GPA)	学年(学期)ごとのGPAの平均値と成績評価の分布、卒業に必要な 所定の単位を修得した者のうち、達成すべき質的

	水準を達成した者の割合
学外試験の語学の受験	英検IBA等の受験者数と平均スコア
ジェネリックスキル	PROGテストの平均点・成績評価の分布
共用試験の受験	共用試験の点数分布、合格者数及び合格率
退学、除籍、留年状況	各学部・学科の退学者数、除籍者数、留年者数
単位修得状況	卒業に必要な所定の単位を修得した者の割合
学位取得	学位授与数
国家試験の合格	国家試験の合格者数及び合格率 最低修業年限での国家試験合格率
資格・免許の取得	学科で「取得できる資格・免許」の資格・免許の卒業時の取得者数及びその他の資格・免許の卒業時の取得者数
留学等	海外派遣学生数（海外研修、海外インターンシップ）
就職先、進学先	就職希望者における就職者数と就職率、進学希望者における進学者数と進学率
教育課程における理解度と満足度	授業改善のためのアンケートにおける授業を受けた後の理解度と満足度の平均値
成長実感・満足度	卒業生アンケートの成長実感・満足度に関する結果の平均値 電子履修カルテ管理パネルを活用した把握（各項目に関する省察内容及び教職員による所見・指導内容） 外部模擬試験結果

- (4) 教育課程における学生の学修に係る意識及び行動の状況については、次の方法により測定する。

学生個人の把握・評価	学部・学科としての把握・評価
1週間当たりの平均自主学修時間	学生の意識及び生活実態に関する調査における結果
予習・復習の学修時間	授業改善のためアンケートにおける予習・復習の学修時間に関する結果の分布

- (5) 授業科目及び教育課程における学生が修得した知識及び能力の状況並びに学生の学修に係る意識及び行動については、必要に応じて別の定めにより測定する。

(検証及び改善・向上・開発)

第6条 アセスメント・ポリシーの検証及び改善・向上・開発の取り組みは、次のとおりとする。

- (1) 授業科目については、FD委員会及び担当教員が授業科目の成績評価の分布及び授業評価の結果を確認し、授業の改善・向上・開発に取り組む。
- (2) 教育課程については、各学部・学科において検証の結果を共有し、全学又は学部・学科として改善・向上・開発に取り組む。

(情報公開)

第7条 学修成果の評価に関する情報公開は、次の各号のとおりとする。

- (1) 授業科目については、原則として学年(学期)ごとの成績評価の分布及び授業評価アンケートの結果について本学ホームページにおいて一般に公開し、授業ごとの試験結果について本学の学生及び教職員に公開する。
- (2) 教育課程については、全学的な学修成果及び学部・学科の学修成果について本学ホームページにおいて一般に公開する。

(改正)

第8条 この規程の改正は、理事会が学長の意見を聴いて行うものとする。

附 則 (2019年6月27日)

この規程は、2019年6月27日から施行する。

【資料9-11】朝日大学保健医療学部救急救命学科履修モデル

◎：必須科目 ○：必須選択科目 無印：選択科目

区分	1年次		2年次		3年次		4年次		単位数計		
	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期			
教養基礎科目	人間形成とスポーツ	◎ 建学の精神と社会生活・リベラルアーツ教育(アスリートの生活とキャリア) (2) (教養スポーツⅠ) (1)	(スポーツ文化とスポーツのモラル) (2) (教養スポーツⅡ) (1) (健康・体力科学) (2)	◎ キャリア形成Ⅰ (4) (アスリートの生活とキャリア) (2) (チームワーク演習) (2) (教養スポーツⅠ) (1)	◎ キャリア形成Ⅱ (4) (スポーツ文化とスポーツのモラル) (2) (スポーツとチームの運営) (2) (教養スポーツⅡ) (1) (健康・体力科学) (2)	(アスリートの生活とキャリア) (2) (チームワーク演習) (2) (教養スポーツⅠ) (1)	(スポーツ文化とスポーツのモラル) (2) (スポーツとチームの運営) (2) (教養スポーツⅡ) (1) (健康・体力科学) (2)	(アスリートの生活とキャリア) (2) (チームワーク演習) (2) (教養スポーツⅠ) (1)	(スポーツ文化とスポーツのモラル) (2) (スポーツとチームの運営) (2) (教養スポーツⅡ) (1) (健康・体力科学) (2)	必修18単位 選択必修4単位以上 選択10単位以上 (○印の4単位超過分)	
	人と文化	(心理学) (2)	(哲学) (2) (歴史学) (2) (法学) (2) (経済学) (2)	(心理学) (2)	(哲学) (2) (歴史学) (2) (法学) (2) (経済学) (2)	(心理学) (2)	(哲学) (2) (歴史学) (2) (法学) (2) (経済学) (2)	(心理学) (2)	(哲学) (2) (歴史学) (2) (法学) (2) (経済学) (2)		
	科学的思考の基盤	○ 化学 2 ○ 生物学 2 ○ 統計学 2	○ 物理学 2	1年次前学期・後学期の間に○印の科目から2科目4単位以上を修得すること。							
	社会生活と異文化コミュニケーション	(コミュニケーション論) (2) (プレゼンテーション論) (2) ◎ 英語Ⅰ 1 ◎ 英語コミュニケーションⅠ 1	(異文化理解) (2) ◎ 英語Ⅱ 1 ◎ 英語コミュニケーションⅡ 1	(コミュニケーション論) (2) (プレゼンテーション論) (2) (英語コミュニケーションⅢ) (1)	(異文化理解) (2) (英語コミュニケーションⅣ) (1)	(コミュニケーション論) (2) (プレゼンテーション論) (2)	(異文化理解) (2)	(コミュニケーション論) (2) (プレゼンテーション論) (2)	(異文化理解) (2)		選択科目(無印科目)は、1年次から4年次までの間に10単位以上を計画的に修得すること。
	人と情報	◎ 情報リテラシー 1	◎ 数理・データサイエンス 1								
	基礎ゼミナール	◎ 基礎ゼミナールⅠ 1	◎ 基礎ゼミナールⅡ 1								
人体の構造と機能	◎ 解剖学Ⅰ 2	◎ 解剖学Ⅱ 2 ◎ 生理学Ⅰ 2 ◎ 生理学Ⅱ 2 ◎ 生化学 2									
専門基礎科目	疾患の成り立ちと回復の過程	◎ 微生物・感染 2	◎ 病理学 1		◎ 薬理学 2	疫学 2					
	健康と社会保障				◎ 保健統計学 2 ◎ 公衆衛生学 2						
	健康科学	(スポーツ科学) (2) (運動生理学) (2) (トレーニング論) (2)	(運動学) (2) (トレーニング演習) (2)	(スポーツ科学) (2) (運動生理学) (2) (メンタルマネジメント) (2) (スポーツ生理学) (2) (トレーニング論) (2) (発育発達と老化) (2)	(運動学) (2) (スポーツバイオメカニクス) (2) (トレーニング演習) (2) (ヘルスプロモーション) (2)	(スポーツ科学) (2) (運動生理学) (2) (メンタルマネジメント) (2) (スポーツ生理学) (2) (トレーニング論) (2) (コンディショニング論) (2) (健康運動論) (2) (発育発達と老化) (2) (安全教育) (2)	(運動学) (2) (スポーツバイオメカニクス) (2) (トレーニング演習) (2) (ヘルスプロモーション) (2)	(スポーツ科学) (2) (運動生理学) (2) (メンタルマネジメント) (2) (スポーツ生理学) (2) (トレーニング論) (2) (コンディショニング論) (2) (健康運動論) (2) (発育発達と老化) (2) (安全教育) (2)	(運動学) (2) (スポーツバイオメカニクス) (2) (トレーニング演習) (2) (ヘルスプロモーション) (2)		
	選択科目(無印科目)は、1年次から4年次までの間に10単位以上を計画的に修得すること。										
専門科目	救急医学概論	◎ 生命倫理と医の倫理 1	◎ 救急医学概論 2	◎ 救急救命処置概論Ⅰ 2	◎ 救急救命処置概論Ⅱ 2					必修63単位	
	救急症候・病態生理学			◎ 救急病態生理学Ⅰ 2	◎ 救急病態生理学Ⅱ 2	◎ 救急症候学Ⅰ 2 ◎ 救急症候学Ⅱ 2 ◎ 救急症候学Ⅲ 2					
	疾病救急医学			◎ 疾病救急医学Ⅰ 2 ◎ 疾病救急医学Ⅱ 2	◎ 疾病救急医学Ⅲ 2 ◎ 疾病救急医学Ⅳ 1 ◎ 疾病救急医学Ⅴ 1						
	外傷救急医学			◎ 外傷救急医学Ⅰ 2	◎ 外傷救急医学Ⅱ 2						
	環境障害・急性中毒学					◎ 環境障害・急性中毒学 2					
	災害医療学					◎ 災害医療論 1 ◎ 災害危機管理学 2					
	統合演習							◎ 統合演習Ⅰ 2	◎ 統合演習Ⅱ 2		
臨床実習	◎ 救急救命シミュレーション実習Ⅰ 2	◎ 救急救命シミュレーション実習Ⅱ 4	◎ 救急救命シミュレーション実習Ⅲ 4	◎ 救急救命シミュレーション実習Ⅳ 4	◎ 救急救命シミュレーション実習Ⅴ 4	◎ 救急車同乗実習 1 ◎ 救急救命病院実習 6					
単位数	必修 13 選択必修 4 選択	19 2	18	24	15	7	2	2	100 6 20		
教養基礎科目10単位以上 専門基礎科目10単位以上 ⇒ 計20単位以上											

【資料9-12】実習予定先からの承諾書

実習予定先一覧

施設等名称	区分	所在地	実習内容	受け入れ人数
朝日大学病院	二次救急医療機関	岐阜県岐阜市	救急救命病院実習	4人 / 3クール (12人)
岐阜県総合医療センター	三次救急医療機関	岐阜県岐阜市	救急救命病院実習	4人 / 1クール (4人)
岐阜赤十字病院	二次救急医療機関	岐阜県岐阜市	救急救命病院実習	1人 / 4クール (4人)
大垣市民病院	三次救急医療機関	岐阜県大垣市	救急救命病院実習	1人 / 4クール (4人)
羽島市民病院	二次救急医療機関	岐阜県羽島市	救急救命病院実習	4人 / 1クール (4人)
岐阜清流病院	二次救急医療機関	岐阜県岐阜市	救急救命病院実習	4人 / 1クール (4人)
社会医療法人蘇西厚生会 松波総合病院	二次救急医療機関	岐阜県羽島郡笠松町	救急救命病院実習	4人 / 1クール (4人)
岐阜県厚生農業協同組合連合会 岐阜・西濃医療センター 西濃厚生病院	二次救急医療機関	岐阜県揖斐郡大野町	救急救命病院実習	4人 / 1クール (4人)
社会医療法人厚生会 中部国際医療センター	二次救急医療機関	岐阜県美濃加茂市	救急救命病院実習	4人 / 1クール (4人)
岐阜市消防本部	救急隊	岐阜県岐阜市	救急車同乗実習	4人 / 10クール (40人)

【資料9-13】 学生の実習に関する協定書（案）

学生の実習に関する協定書（案）

学校法人朝日大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が設置する朝日大学保健医療学部救急救命学科に在籍する学生（以下「学生」という。）が乙において行う臨地実習（以下「実習」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（実習等）

第1条 乙は、甲の依頼に基づき、学生を可能な範囲で受け入れるものとする。

2 甲は、乙に対して、実習の開始前に実習計画及び学生の名簿を提出するものとする。

（実習委託期間）

第2条 実習の委託期間は、甲と乙で調整のうえ、甲から乙に通知するものとする。

（実習謝礼金）

第3条 甲は、乙に対して、学生1名につき、1日〇,〇〇〇円（消費税別）の実習謝礼金を支払うものとし、支払い方法は甲乙協議のうえ決定する。

（健康状態）

第4条 甲は、学生の健康状態を確認したうえで実習させるものとする。

2 乙は、学生の健康状態に異常を認めるときは、甲と協議のうえ、当該学生の受け入れを中止若しくは延期することができるものとする。

（諸規定の遵守）

第5条 甲は、学生に乙の諸規定を守らせ、実習させるものとする。

（守秘義務）

第6条 甲は、学生に対し、実習期間中に知り得た秘密について、実習期間中はもとより実習終了後においても守秘義務を負わせるものとする。

（保険加入）

第7条 甲は、学生に対し、学生が実習中に負傷した場合及び過失によって他者に対し、損害賠償義務が生じた場合に備え、あらかじめ、これらの損害を補填する保険に加入させるものとする。

（損害賠償）

第8条 学生の故意又は過失により乙の施設備品等を損害した場合は、甲は、乙からの請求に基づき、その損害を賠償しなければならない。

2 学生の故意又は過失により第三者に損害を与えた場合は、甲はその賠償の責を負うものとする。ただし、学生が乙その他の者と連帯して損害賠償の責を負うときは、学生の負担割合の限度において賠償の責を負うものとする。

（学生の負傷・疾病）

第9条 学生が、実習中に負傷し、もしくは疾病に罹患した場合は、甲において対応するものとする。ただし、負傷又は疾病が乙若しくはその被用者の故意または重大な過失に基づき発生した場合はこの限りではない。

（事故発生の対応）

第10条 事故が発生した場合は、甲及び乙は速やかに適切な措置を講ずるものとし、その扱いについては別途定めるものとする。

(受け入れ中止又は延期)

第11条 乙は、次のいずれかの事由に該当するときは、甲と協議のうえ、学生の受け入れを中止又は延期することができるものとする。

(1) 甲又は学生がこの協定に違反をしたとき。

(2) 災害その他やむを得ない事由により、乙が学生の受け入れを継続することができないと判断するとき。

(協定期間)

第12条 本協定の協定期間は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までとする。ただし、甲又は乙が期間満了の3ヶ月前までに相手方に対し別段の意思表示をしないときは、満了の時からさらに1ヶ年自動的に更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めない事項またはこの協定の履行について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

以上、この協定の締結を証とするため、本証2通を作成し、甲・乙両者併記押印のうえ各1通を保有するものとする。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

甲 岐阜県瑞穂市穂積 1851 番地の 1

学校法人朝日大学

理 事 長 宮 田 淳

乙

【資料 9 - 14】 救急救命病院実習・救急車同乗実習 巡回指導計画表

○印部分について、原則 1 回巡回

教員	実習先	9 月				10 月				11 月				12 月			
		週 1	週 2	週 3	週 4	週 1	週 2	週 3	週 4	週 1	週 2	週 3	週 4	週 1	週 2	週 3	週 4
石澤	朝日大学病院	4人 ○				4人 ○											
	西濃厚生病院									4人 ○							
小島	岐阜赤十字病院	1人 ○															
	大垣市民病院	1人 ○															
	松波総合病院					4人 ○											
川口	羽島市民病院									4人 ○							
	岐阜県総合医療センター					4人 ○											
	岐阜市消防本部管轄消防署	4人		4人													4人
田尻下	岐阜清流病院	4人 ○															
	中部国際医療センター									4人 ○							
	岐阜市消防本部管轄消防署					4人		4人									
澤田	岐阜市消防本部管轄消防署		4人					4人		4人		4人		4人			

※ 巡回担当教員の後学期の担当授業は次のとおりであり、全体の授業運営に支障をきたすような負担は生じない。

教員	授業科目	曜日・時限
石澤	救急病態生理学Ⅱ	火曜日 I 限
	救急救命実習Ⅳ	月曜日 Ⅲ～Ⅴ限 木曜日 Ⅲ～Ⅴ限
小島	ヘルスプロモーション	火曜日 II 限
川口	救急救命実習Ⅱ	火曜日 Ⅲ～Ⅴ限 金曜日 Ⅲ～Ⅴ限
	疾病救急医学Ⅲ	金曜日 I 限
田尻下	救急救命実習Ⅱ	火曜日 Ⅲ～Ⅴ限 金曜日 Ⅲ～Ⅴ限
澤田	救急救命実習Ⅱ	火曜日 Ⅲ～Ⅴ限 金曜日 Ⅲ～Ⅴ限
	救急救命処置概論Ⅱ	金曜日 II 限
	救急医学概論	月曜日 IV 限

【資料9-15】 朝日大学入試センター規程（案）

朝日大学入試センター規程

平成15年8月1日制定

（目的）

第1条 この規程は、学校法人朝日大学管理運営基本規則第2条第3項の規定に基づき、朝日大学（以下「本大学」という。）の学生募集及び入学試験の実施のため学長のもとに、朝日大学入試センター（以下「入試センター」という。）を置くこととし、入試センターの組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 入試センターにセンター長、副センター長及びセンター員を置く。

- 2 センター長は、学長をもって充て、入試センターの業務を掌理する。
- 3 副センター長は、副学長をもって充て、センター長を補佐し、センター長の命を受けて入試センターの業務を担当する。
- 4 センター員は、次に掲げる者とし、センター長の命を受けて入試センターの業務を担当する。

- (1) 学部長
- (2) 大学院研究科長
- (3) 留学生別科長
- (4) 第5条に規定する出題委員長
- (5) 事務局長
- (6) 入試広報部長
- (7) 学長が必要と認めた者

5 前項第7号に定めるセンター員の任期は、1年とする。

（業務）

第3条 入試センターは、第1条の目的を達するため、次の各号に掲げる業務を行い学長にその結果を報告し、また、これらについて学長の命により各学部教授会、留学生別科教員会議及び各大学院研究科委員会に報告し、及び必要な処理を行うものとする。

- (1) 入学者受入方針の策定に関すること。
- (2) 入試説明会及びオープンキャンパスの実施に関すること。
- (3) 入学者選抜方法の策定に関すること。
- (4) 学部の指定校の選定に関すること。
- (5) 入学試験の実施に関すること。
- (6) 学部の入学試験問題の作成に関すること。
- (7) 入学試験の合否判定基準の策定に関すること。
- (8) 学長が入学試験の合否を決定するための合否判定案を作成すること。
- (9) その他学生募集に関すること。

(運営委員会)

第4条 入試センターに、前条に定める業務の実施に関する事項を審議するため運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、センター長、副センター長及びセンター員で構成する。
- 3 センター長が必要と認めたときは、運営委員会に前項に定める者以外の者の出席を求めてその意見を聴くことができる。
- 4 運営委員会は、センター長が必要に応じ招集し、その議長となる。ただし、センター長に事故あるときは、センター長が指名した副センター長が当該職務を代行する。
- 5 運営委員会を招集するときは、日時、場所、審議事項を書面にて、会議の7日前までに通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 6 運営委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 7 前項の場合において、あらかじめ委任状を提出した者は、出席者とみなす。
- 8 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(試験監督員等の委嘱)

第5条 センター長は、第3条第1項第5号に定める業務を行うため、試験本部員、試験監督員、面接員、出題員、採点員及び救急担当員を配置する。

- 2 試験本部員は、センター長、副センター長及びセンター員とする。
- 3 試験監督員、面接員、出題員及び採点員は、センター長が本大学の専任教員の中から委嘱する。
- 4 センター長は前項の出題員の中から、出題委員長、出題副委員長、各入試科目出題責任者を指名する。
- 5 センター長は健康管理センターの職員の中から救急担当員を委嘱する。
- 6 第3項に定める出題員及び採点員には、必要に応じ学外の者を委嘱することができる。

(入学試験問題委員会)

第6条 第3条第6号に定める業務を行うため、入学試験問題委員会を置くこととし、次の者により構成する。

- (1) 出題委員長
- (2) 出題副委員長3名以内
- (3) 各入試科目出題責任者
- (4) その他センター長が必要と認めた者

(合否判定案作成会議)

第7条 第3条第8号に定める業務を行うため合否判定案作成会議(以下「会議」という。)を置く。

- 2 会議は、学部学科、留学生別科及び研究科別に置くこととし、それぞれ次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 法学部会議  
センター長、副センター長、法学部長、事務局長、入試広報部長及び法学部専任教員の中からセンター長が法学部長の意見を聴いて指名した5名
- (2) 経営学部会議  
センター長、副センター長、経営学部長、事務局長、入試広報部長及び経営学部専任教員の中からセンター長が経営学部長の意見を聴いて指名した5名
- (3) 保健医療学部看護学科会議  
センター長、副センター長、保健医療学部長、事務局長、入試広報部長及び保健医療学部看護学科専任教員の中からセンター長が保健医療学部長の意見を聴いて指名した5名
- (4) 保健医療学部健康スポーツ科学科会議  
センター長、副センター長、保健医療学部長、事務局長、入試広報部長及び保健医療学部健康スポーツ科学科専任教員の中からセンター長が保健医療学部長の意見を聴いて指名した5名
- (5) 保健医療学部救急救命学科会議  
センター長、副センター長、保健医療学部長、事務局長、入試広報部長及び保健医療学部救急救命学科専任教員の中からセンター長が保健医療学部長の意見を聴いて指名した5名
- (6) 歯学部会議  
センター長、副センター長、歯学部長、事務局長、入試広報部長及び歯学部専任教員の中からセンター長が歯学部長の意見を聴いて指名した教授5名
- (7) 法学研究科会議  
センター長、副センター長、法学研究科長、事務局長、入試広報部長及び法学研究科委員会構成員の中からセンター長が法学研究科長の意見を聴いて指名した2名の専任教員
- (8) 経営学研究科会議  
センター長、副センター長、経営学研究科長、事務局長、入試広報部長及び経営学研究科委員会構成員の中からセンター長が経営学研究科長の意見を聴いて指名した2名の専任教員
- (9) 歯学研究科会議  
センター長、副センター長、歯学研究科長、事務局長、入試広報部長及び歯学研究科委員会構成員の中からセンター長が歯学研究科長の意見を聴いて指名した2名の専任教員
- (10) 留学生別科会議  
センター長、副センター長、留学生別科長、事務局長、入試広報部長及び留学生別科教員会議  
構成員の中からセンター長が留学生別科長の意見を聴いて指名した3名の専任教員

- 3 センター長が必要と認めたときは、会議に前項に掲げる者以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。
- 4 第1項に定める会議は、必要に応じ合同で開催することができる。合同の会議については以下の各項を準用する。
- 5 会議は、センター長が必要に応じ招集し、その議長となる。ただし、センター長に事故あるときは、センター長が指名した副センター長が当該職務を代行する。
- 6 第2項に定める会議のほか、新たに学部又は学科が設置される場合は、開設時の入学生の合否判定案を作成するため、開設前年度に限りセンター長、副センター長及びセンター長が指名する者で構成する会議を置くことができる。
- 7 会議を招集するときは、日時、場所、審議事項を書面その他の方法にて、会議の事前に通知するものとする。
- 8 会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 9 前項の場合において、あらかじめ委任状を提出した者は、出席者とみなす。
- 10 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 11 会議の審議結果は、センターを通じ学長に報告するものとする。

(アドミッション・オフィサー)

第8条 入学者選抜試験実施体制の充実・強化のため、アドミッション・オフィサーを配置し、入試・学生募集に係る全学的な企画立案及び全学的な入学者選抜の評価を担当する。

2 アドミッション・オフィサーは、教育職員及び事務職員それぞれから1名以上をセンター長が指名する。

3 アドミッション・オフィサーの任期は、2年とする。

(事務)

第9条 入試センターの事務は、入試広報部入試広報課において行う。ただし、大学院に関する入試センターの事務については、歯学部事務部歯学部事務課、学事第二部学事二課が分担する。

(改正)

第10条 この規程の改正は、理事長が学長の意見を聴いて、理事会において行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、入試センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (2025年〇月〇日)

この改正は、2025年4月1日から施行する。

【資料9-16】 学校法人朝日大学職員定年規程

学校法人朝日大学職員定年規程

昭和50年6月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人朝日大学就業規則第13条第2項及び朝日大学病院就業規則第14条第2項の規定に基づき、職員の定年に関する事項を定めることを目的とする。

(定年年齢)

第2条 職員の定年は、63歳とする。

(適用除外)

第3条 学長は、この規程を適用しない。

(定年の延長)

第4条 第2条にかかわらず本法人が運営上特に必要と認める者については、理事会において年数を定めて延長を認めることができる。

(定年退職の日)

第5条 定年による退職は、定年に達したときとし、退職の日は定年に達した日以後における最初の3月31日とする。

附 則

- 1 この規程は、昭和50年6月1日から施行する。
- 2 昭和46年4月1日採用者は、第2条にかかわらず、下記の表による。ただし、待遇等は理事会において定める。

昭和50年6月1日現在年齢	定年
70歳以上の者	75歳
66歳以上の者	73歳
64歳以上の者	70歳
64歳未満の者	67歳

附 則

この改正は、昭和60年4月1日から施行する。

【資料9－17】 学校法人朝日大学定年退職者の再雇用に関する規程

学校法人朝日大学定年退職者の再雇用に関する規程

平成22年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人朝日大学就業規則（以下「本法人就業規則」という。）第13条の2第2項及び朝日大学病院就業規則（以下「本病院就業規則」という。）第14条の2第2項に基づき、職員の再雇用に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で再雇用とは、定年年齢に達し退職した者を、希望により退職後再び雇用することをいう。

(再雇用の適用対象者)

第3条 再雇用の適用対象者は、本法人就業規則第2条第1項に規定する職員及び本病院就業規則第2条第1項に規定する職員であって、学校法人朝日大学職員定年規程により満63歳までに定年となる者とする。

(再雇用期間)

第4条 再雇用期間は2年以内とし、雇用することができる。再雇用期間の限度は満65歳に達した日の以後における最初の3月31日までとする。

2 前項の再雇用期間は、理事会において決定する。

3 第1項の規定にかかわらず、再雇用期間の限度を超えて引き続き雇用する嘱託職員又はパートタイマーの定年は、学校法人朝日大学嘱託職員規程、朝日大学病院嘱託職員規程又は学校法人朝日大学パートタイマー規程の定めるところによる。

(再雇用の手続)

第5条 再雇用を希望する者又は再雇用の更新を希望する者は、定年退職又は再雇用期間満了となる日の6か月前までに所定の申請書を学校法人朝日大学（以下「本法人」という。）に提出するものとする。

2 再雇用する職員は、理事会の議を経て再雇用契約を締結するものとする。

(再雇用形態等)

第6条 再雇用する者の雇用形態は、希望により嘱託職員又はパートタイマーのいずれかとし、職種及び所属（以下「職種等」という。）は原則として定年退職時の職種等とする。

2 前項の規定にかかわらず、本法人の運営上必要がある場合は他の職種等とすることができる。

(給与等の雇用条件)

第7条 給与は、退職日における基本給及び調整手当の80%を基準とし、その他雇用条件とともに契約により定めるものとする。

(期末手当)

第8条 期末手当を支給しない。

(退職金)

第9条 再雇用契約の終了時に、退職金を支給しない。

(適用除外)

第10条 給与に関しては、学校法人朝日大学嘱託規程、朝日大学病院嘱託規程及び学校法人朝日大学パートタイマー規程は適用しない。

(特定契約職員としての再雇用)

第11条 本法人の運営上必要がある場合は、本規程による再雇用ではなく、学校法人朝日大学特定契約職員就業規程に基づく特定契約職員として再雇用することがある。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、定年退職者の再雇用に関し必要な事項は、理事会において定める。

附 則 (平成22年3月18日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

【資料9-18】 学校法人朝日大学特定契約職員就業規程

学校法人朝日大学特定契約職員就業規程

平成25年1月24日制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人朝日大学就業規則（以下「就業規則」という。）第2条第2項の規定に基づき、学校法人朝日大学（以下「本法人」という。）に特定契約により採用され一定期間常時勤務する職員（以下「特定契約職員」という。）の人事、勤務、服務規律、待遇その他の就業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程における特定契約職員とは、満63歳を超えた者であつて、本法人が必要とする高度な業務又は特殊な業務を行う能力を有する特定のものをいう。

2 特定契約職員は、次の各号に掲げる職員に適用する。

- (1) 教育職員
- (2) 研究職員
- (3) 事務職員
- (4) 医療職員
- (5) 技能職員
- (6) 技術職員
- (7) 労務職員

3 教育職員は、教授、准教授、講師及び助教とする。

4 研究職員は、研究教授、研究准教授、研究講師及び研究助教とする。

5 特定契約職員の職務内容は、契約により定める。

(雇用期間)

第3条 前条に規定する職員の雇用期間は、定年に達する日の属する年度の末日を限度として契約により定める。

(給与等)

第4条 特定契約職員の給与等については、契約により定める。

2 退職金は支給しない。

(定年)

第5条 特定契約職員の定年は満70歳とする。ただし、第2条の規定により特別に当該定年年齢を超えた者を採用する場合の定年は、理事会において定めるものとする。

2 本法人が特に認める者については、理事会において期間を定めて定年を延長することができる。

(提出書類)

第6条 特定契約職員を採用するときは、次の書類を提出させるものとする。ただし、本法人が認めるときは、その一部を省略することができる。

- (1) 履歴書
- (2) 住民票記載事項証明書（提出日前3か月以内に発行したもの）
- (3) 最終学校卒業証明書及び成績証明書

- (4) 資格に関する書類（資格を採用の条件とする場合）
- (5) 身上書（所定の用紙）
- (6) 健康診断書（朝日大学病院及び朝日大学医科歯科医療センター発行のものとする。  
ただし、止むを得ない場合は官公立病院又は保健所発行のものとするができる。  
）
- (7) その他採用に関し必要な書類  
（採用及び任免等）

第7条 特定契約職員の採用及び任免は、理事長が行う。

2 特定契約職員の採用手続は、次の各号のとおりとする。

- (1) 教育職員及び研究職員は、学校法人朝日大学特定契約教育職員等採用手続規程の定めるところによる。
- (2) 事務職員、技術職員、技能職員、労務職員及び医療職員は、学校法人朝日大学特定契約事務職員等採用手続規程の定めるところによる。

（採用後提出書類）

第8条 採用された者は、原則として誓約書及び身元保証書を提出しなければならない。

2 前項及び第6条の提出書類の記載事項に変更を生じた場合には、その都度届け出なければならない。

（配置転換及び職務の変更）

第9条 本法人は、業務の都合により特定契約職員に勤務の配置転換、役職の任免、職種並びに資格の変更、出向及び派遣を命ずることがある。

2 前項の配置転換又は職務の変更等の命令を受けた者は、これを拒むことができない。ただし、やむを得ない事情がある者は、その理由を具した書面をもって、所属長を経由して理事長に上申することができる。

3 所属長は、前項の書面を受理したときは、これに対する意見を具して理事長に提出するものとする。

（休職）

第10条 特定契約職員が次の各号の一に該当するときは、休職を命ずることができる。

- (1) 業務以外の事由による傷病のため、事由発生後1年以内に通算して90日を超えて勤務できないとき。
- (2) 家事の都合その他の事情により引き継ぎ30日を超えて欠勤したとき。
- (3) 前2号以外に1年以内に90日以上業務に従事できないとき。
- (4) 刑事事件に関し起訴されたとき。
- (5) 留学、研修及び講習等のため引き続き90日を超えて職を離れたとき。
- (6) 業務上やむを得ない事情があるとき。
- (7) 前各号のほか、本法人が特別の事情により必要と認めるとき。

（休職期間）

第11条 前条の規定による休職期間は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号及び第3号の規定による休職期間は、3か月以内とする。ただし、結核性疾患による休職期間は、勤続年数にかかわらず2年以内とする。

- (2) 前条第2号の規定による休職期間は、3か月以内とする。
- (3) 前条第4号及び第5号の規定による休職期間は、本法人がその都度定める。
- (4) 前条第6号及び第7号の規定による休職期間は、12か月を超えない範囲で本法人がその都度定める。

2 前項各号に定める休職期間は、当該雇用契約年度内とする。ただし、契約更新をする場合は、この限りではない。

(復職)

第12条 休職期間満了前に休職事由が消滅したときは、復職させる。ただし、休職前の職務と異なる職務に配置することがある。

2 第10条第1号により休職した職員については、勤務に支障のない旨の本法人指定の医師の診断書により本法人が就業可能と認めたとき、復職させる。

(自然退職)

第13条 休職期間が満了して復職を命じないときは、自然退職とする。

(休職及び休職期間の延長)

第14条 特定契約職員のうち特に勤務成績が優秀な者については、理事会の決定により第10条及び第11条に定められた期間を延長することができる。

(退職)

第15条 特定契約職員が次の各号の一に該当したときは、その日を退職の日とし、職員としての資格を失う。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 期間を定めて雇用した者の雇用期間が満了したとき。
- (3) 本人の都合により退職を願い出て雇用契約が終了したとき。
- (4) 休職期間が満了して復職を命じないとき。
- (5) 定年に達したとき。

(退職手続)

第16条 特定契約職員が退職を希望するときは、1か月以前（教育職員及び研究職員は3か月）にその理由を記した退職願を所属長を経て、理事長に提出しなければならない。

(解雇)

第17条 特定契約職員が次の各号の一に該当したときは、解雇する。

- (1) 事業不振のため解雇の必要が生じたとき。
- (2) 第4条の契約に基づく義務を履行しなかったとき。
- (3) 勤務成績若しくは勤務能力又は勤務態度が不良で就業に適さないと認められたとき。
- (4) 身体若しくは精神の障害又はその他の理由により業務にたえられないと認められたとき。
- (5) 業務の縮小又は廃止により職員に余剰が生じたとき。
- (6) その他、前各号に準ずる場合又は本法人の都合によりやむを得ない事由があったとき。

(解雇予告)

第18条 前条により解雇する場合は、30日前に本人に予告するか、又は労働基準法に規定す

る平均賃金の30日分に相当する予告手当を支給して行う。

(解雇制限)

第19条 特定契約職員が業務上の傷病により療養のため休業する期間は、解雇しない。ただし、業務上傷病の場合において療養開始後3年を経過しても傷病がなおらないで打切補償を支払った場合（法律上打切補償を支払ったとみなされる場合を含む。）は、この限りでない。

(勤務時間)

第20条 特定契約職員の始業時刻は9時、終業時刻は17時とし、土曜日の終業時刻は13時とする。

- 2 前項のほか、在勤地及び職務の性質上これにより難しい場合においては契約により定める。
- 3 入学試験、入学式、体育祭、文化祭、学位記授与式その他業務上必要がある場合には、前項の始業並びに終業時刻を変更し、若しくは時季によって短縮又は延長することもある。ただし、1週間の労働時間は40時間を超えることはない。
- 4 所属長は、前項の規定により勤務時間の変更を行う場合には、その前日までに当該職員にその旨を通知する。

(教育職員及び研究職員の勤務時間)

第21条 特定契約職員のうち、教育職員及び研究職員は、原則として前条に準じて教育、研究及び診療等に支障をきたさないよう勤務しなければならない。

- 2 前項に定める職員は、あらかじめ承認を受けて勤務の場所を離れて勤務（自宅研修を含む）することができる。

(休憩時間)

第22条 休憩時間は、原則として12時から13時までとする。

- 2 業務上必要がある場合は、休憩時間を変更することがある。

(時間外勤務)

第23条 業務上必要がある場合は、勤務時間外に勤務させることがある。ただし、特定契約職員のうち、教育職員及び研究職員が自己の業務の必要性上勤務時間外に自発的に執務した時間については、自宅研修としてとりあつかう。

(出張及び旅費)

第24条 業務上必要がある場合には、特定契約職員に出張を命ずることがある。

- 2 出張中の勤務時間を算定しがたいときは、通常の勤務時間を勤務したものとみなす。
- 3 特定契約職員の出張に関する事項は、学校法人朝日大学旅費規程を準用する。

(休日)

第25条 特定契約職員の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日（祝日と日曜日が重なった場合は翌日を休日とする。）
- (3) 国民の休日
- (4) 創立記念日（1月19日）
- (5) 年末年始（12月29日から1月5日まで）
- (6) その他法人が臨時に定めた日

2 別に定める特殊勤務者の日曜日に相当する休日（以下「指定休日」という。）については、別に指定する。

（休日勤務）

第26条 業務上必要がある場合は、休日に勤務させることができる。

（休日の振替）

第27条 業務上必要があるときは、休日を他の日に振替えることができる。

2 前項の場合には、前日までに振替による休日を指定して職員に通知する。

3 第1項の規定にかかわらず、振替の休日を与えないこともある。

（臨時勤務）

第28条 天災その他緊急を要する事由のため、臨時に勤務を命ぜられた者は、その勤務が時間外又は休日であっても勤務しなければならない。

（勤務時間・休憩時間・休日の適用除外）

第29条 特定契約職員のうち管理・監督の地位にある者とは、学校法人朝日大学職員（教育職員を除く。）任用規程に定める幹部職員をいい、勤務時間・休憩時間及び休日に関する規定は適用しない。

2 次の各号の業務に従事する特定契約職員（以下「特殊勤務者」という。）については、第20条、第25条及び第31条の規定にかかわらず、本法人就業規則第35条第2項別表のとおりとする。

（1）看護業務

（2）警備業務

3 前項の業務を担当する特定契約職員の休憩時間は、その特定契約職員に割り振られた勤務時間内において業務の状況により1時間を限度として所属長がこれを定める。

（宿日直）

第30条 業務上必要があるときは、宿直又は日直をさせることがある。

（年次有給休暇）

第31条 特定契約職員は、1年を通じて20日の年次有給休暇をとることができる。ただし、契約期間が1年未満の者は次表のとおりとする。

契約期間 (1か月未満は切捨て)	11か月	10か月	9か月	8か月	7か月	6か月	5か月	4か月	3か月	2か月	1か月
年次有給休暇日数	18	17	15	13	12	10	8	7	5	3	2

2 年次有給休暇は1日及び0.5日を単位として与えることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、1年につき5日を限度に、1時間を単位としてとることができる。この場合、1日分の時間数を7時間とする。

4 所属長は、前3項の規定による年次有給休暇を職員の請求があった時季に与えるものとし、職員はあらかじめ所属長に届け出るものとする。ただし、業務に支障のある場合にはその時期を変更させることがある。

5 急病その他やむを得ない事故等により欠勤した日数を届け出により年次有給休暇に振り替えることができる。

6 年次有給休暇は、20日を限度に翌年度に限り繰り越すことができる。

7 年次有給休暇に対しては、通常の賃金を支給する。

8 第4項の規定にかかわらず、本法人が労働者の過半数を代表する者との協定により

年次有給休暇を計画的に付与することとした場合においては、その協定の定めるところにより同休暇を付与するものとする。

- 9 職員は、その保有する年次有給休暇のうち前項の労使協定にかかわる部分については、その協定の定めるところにより取得しなければならない。
- 10 第1項の年次有給休暇が10日以上与えられた職員に対しては、付与日から1年以内に、当該職員の有する年次有給休暇日数のうち5日について、本法人が職員の意見を聴取し、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、第3項の規定による年次有給休暇を取得した場合を除き、職員が第4項、第5項又は第8項の規定による年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除することができる。

(傷病休暇)

第32条 本法人が相当と認めたときは、業務以外の負傷又は疾病のため引き続き(勤務を要しない日を除く。)5日を超えて療養する必要がある、勤務できない場合、医師の証明書等に基づき非結核性疾患は90日、結核性疾患は1年を限度として、傷病休暇を与えることができる。ただし、本法人が特に認めた場合は、期間を延長することができる。

- 2 承認を得た傷病休暇は有給とする。

(特別休暇)

第33条 特別休暇及びその期間は次のとおりとする。

(1) 慶弔休暇

- ア 本人が結婚するとき 6日以内
- イ 子(養子を含む。以下同じ。)が結婚するとき 3日以内
- ウ 妻が出産したとき 3日以内
- エ 父母(養父母を含む。)配偶者又は子が死亡したとき 6日以内
- オ 祖父母、伯叔父母、兄弟姉妹、孫又は配偶者の父母が死亡したとき 3日以内
- カ 曾祖父母、配偶者の兄弟姉妹又は兄弟姉妹の配偶者が死亡したとき 2日以内

(2) 公傷休暇

特定契約職員が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務ができない場合  
医師の診断に基づいて所属長の必要と認めた期間

(3) 災害休暇

天災又は本人の責任に帰することのできない事由によって勤務できない場合  
所属長が認めた期間

(4) 公用休暇

- ア 選挙権その他公民としての権利を行使し、又は所属長の承認を得て公職についた者が公務を執行する場合 必要な時間又は日数
- イ 証人、鑑定人又は参考人として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公庁へ出頭する場合 必要な時間又は日数

(届出の義務)

第34条 前条の特別休暇を受けようとする者は、あらかじめその所属長に届け出なければならない。やむを得ない事由のため事前に届け出ができないときは、事後直ちに所属長に届け出て承認を受けなければならない。

- 2 前項の場合、所属長は必要により証明書を提出させることがある。
- 3 承認を得た特別休暇は、有給とする。ただし、公傷休暇の場合は、災害補償の規定による。

(介護休業)

第35条 要介護状態にある家族を介護する特定契約職員には、申し出により介護休業を与える。

- 2 前項に定める介護休業は、当該雇用契約年度内とする。ただし、契約更新をする場合は、この限りではない。
- 3 介護休業中の待遇、その他の労働条件に関する事項については、別に定める。

(子の看護休暇)

第35条の2 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員には、負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、申出により子の看護休暇を与える。

- 2 前項にかかる休暇は、4月1日から翌年3月31日までの1年間につき次の日数を限度とする。

- (1) 子が1人の場合 5日間
- (2) 子が2人以上の場合 10日間

- 3 前項にかかる休暇は、時間単位で取得することができる。

この場合、1日分の時間数を7時間とする。ただし、契約により1週間の平均所定労働時間数（小数点以下切り上げ）が7時間に満たない場合は、その時間数とする。

(介護短期休暇)

第35条の3 職員が要介護状態にある家族の介護又はその他の世話をするために請求があった場合は、介護短期休暇を与える。

- 2 前項にかかる休暇は、4月1日から翌年3月31日までの1年間につき次の日数を限度とする。

- (1) 要介護状態の対象家族が1人の場合 5日間
- (2) 要介護状態の対象家族が2人以上の場合 10日間

- 3 前項にかかる休暇は、時間単位で取得することができる。

この場合、1日分の時間数を7時間とする。ただし、契約により1週間の平均所定労働時間数（小数点以下切り上げ）が7時間に満たない場合は、その時間数とする。

(遵守事項)

第36条 特定契約職員の服務に当たっては、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 本法人の名誉を重んじ特定契約職員としての品位を保つこと。
- (2) 本法人諸規程及び上司の職務上の指示に忠実に従うこと。
- (3) 性的な言動により、他の職員、学生等に不利益を与えたり、就業及び就学環境を害する行為等をしてはならない。
- (4) 勤務時間中は担当する職務の遂行のみに専念し、みだりに離席してはならない。
- (5) 業務上の都合により職務の変更を命ぜられた場合は、正確に職務を引き継がね

ばならない。

- (6) 設備・備品の取扱を丁重にし消耗品の適正な使用に努めること。
- (7) 金銭・物品及び備付諸表簿の出納を明確にし、所定の場所に保管すること。

(承認事項)

第37条 特定契約職員は、理事長の承認を受けないで次の各号に該当する行為をしてはならない。ただし、第1号・第2号については、所属長の承認をもって足るものとする。

- (1) 欠勤する場合。ただし、やむを得ない場合は事後直ちに届け出るものとする。病気欠勤が5日以上におよぶ場合には、医師の診断書を提出しなければならない。
- (2) 遅刻、早退及び私用外出の場合
- (3) 本法人以外の業務に従事し、又は本法人以外の職場に勤務する場合
- (4) 本務以外の医療業務にたずさわる場合
- (5) 所定の納金以外の金銭を学生から徴収する場合
- (6) 職員が本法人所有の施設内において業務以外の講習、集会、演説、放送又は文書などの配布及び掲示を行おうとする場合

(禁止事項)

第38条 特定契約職員は、次の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) 職務上の地位を利用して個人的利益をはかること。
- (2) 職務上の権限をこえ、又は権限を濫用して専断的な行為をなすこと。
- (3) 職務上知り得た秘密事項を洩らし、又は本法人の不利益となるおそれのある事項を他につげること。

(出退勤等)

第39条 特定契約職員は、所定の出入口から出退するものとする。

- 2 特定契約職員は、出退勤時自らタイムカードに打刻しなければならない。
- 3 特定契約職員が次の各号の一に該当する場合は、本法人施設内への立入を禁止し、又は本法人施設内より排除する。
  - (1) 業務に必要でない火器・兇器その他危険と認められる物を所持する場合
  - (2) 衛生上有害と認められる場合
  - (3) 出勤停止の処分を受け、又は就業が禁止されている場合
  - (4) 業務妨害し、若しくは本法人の風紀秩序を乱し又は、乱す恐れがある場合
  - (5) その他前各号に準ずる場合

(届出事項)

第40条 特定契約職員は、氏名、本籍地（外国人職員は国籍）、現住所、家族状況その他身上に関し変更のあった場合は、その都度届け出なければならない。

- 2 本法人に願い、又は届を提出する場合は、特に定めのある場合を除き、所属長を経由して届け出るものとする。

(保健衛生)

第41条 特定契約職員は、保健及び衛生に関する法令を守り、健康を保持し衛生に努めなければならない。

(就業の禁止)

第42条 次の各号に該当する者は就業させない。

- (1) 精神病患者
- (2) 法定伝染病その他伝染患者及びこれらの疑似症患者
- (3) 就業すれば病気の悪化するおそれのある者
- (4) 伝染病又は重病に罹った者で健康状態が十分回復していない者
- (5) その他就業不相当と認められる者

(健康診断)

第43条 特定契約職員には毎年定期的に健康診断を行うほか、必要に応じて職員の全員又は一部に対して臨時に健康診断又は予防接種を行うことがある。

2 前項の健康診断の結果必要な場合には就業の禁止、職場の転換、勤務時間の短縮など、職員の健康保持の為必要な措置をとる。

3 結核患者として療養の必要があると認められた場合は、結核予防法(昭和26年法律第96号)第28条に基づいて就業を禁止し、療養をさせる。

(病院等の利用)

第43条の2 特定契約職員及びその家族が疾病のため、朝日大学病院、朝日大学医科歯科医療センター及び朝日大学P D I 岐阜歯科診療所を利用する場合は、別に定めるところにより療養を受けることができる。

(療養補償)

第44条 特定契約職員が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合はその職員に対し必要な療養を行うか、又はその費用を負担する。

(休業補償)

第45条 前条の規定による療養のため休業する期間は、有給とする。

(障害補償)

第46条 特定契約職員が業務上負傷し、又は疾病にかかりなおったとき、身体に障害が存する場合においては労働基準法の規定に従い障害補償を行う。

(休業補償及び障害補償の特例)

第47条 特定契約職員が重大な過失によって業務上負傷し、又は疾病にかかった場合は、労働基準法により、休業補償又は障害補償を行わない。

(遺族補償)

第48条 特定契約職員が業務上死亡した場合においては、遺族又は死亡当時その収入によって生計を維持していた者に対し、労働基準法の規定に従い遺族補償を行う。

(葬祭料)

第49条 前条の場合、葬祭を行う者に対し、労働基準法の規定により葬祭料を支給する。

(打切補償)

第50条 第46条の規定によって補償を受ける職員が療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治らない場合には、労働基準法の規定に従い打切補償を行い、その後はこの規程による補償は行わない。

(保険)

第51条 特定契約職員は、法令の定めるところに従い、日本私立学校振興・共済事業団に加入するものとする。

(表彰)

第52条 特定契約職員が次の各号の一に該当すると認定されたときは、表彰する。

- (1) 職務に関し、特に優秀な研究の成果を上げたとき。
- (2) 職務に関し、抜群の努力をし成績顕著なとき。
- (3) 多年にわたって献身的努力をもって職務に精励したとき。
- (4) 職務に関し、特に他の模範とすべき行為のあったとき。
- (5) 本法人に多大の利益をもたらしたとき。
- (6) その他特に表彰の価値があると認められたとき。

(表彰の方法)

第53条 表彰は、理事長が表彰状及び記念品等を授与して行う。

(表彰の返還)

第54条 表彰状を授与された者が懲戒を受け、若しくは被表彰者たることの体面を汚す行為があったときは、表彰状を返還させることがある。

(懲戒)

第55条 特定契約職員が次の各号の一に該当する場合には、その行為に対して理事長がその処分をなすものとする。

- (1) 本規程の条項の一にでも違反した場合
- (2) 経歴を偽り、又は不正手段により採用された場合
- (3) 本法人の名誉を傷つける行為をした場合
- (4) 勤務成績が著しく悪い場合
- (5) 正当な理由なく無届け若しくは、虚偽の届出によりしばしば欠勤した場合
- (6) 刑事犯罪にあたる行為をなしたとき
- (7) その他前各号に準ずる不都合な行為のあった場合

(懲戒の種類)

第56条 懲戒の処分は、戒告、減給、出勤停止、諭旨解雇及び懲戒解雇とし、その情状により次の区分に従って行う。

- (1) 戒告は始末書を提出させ将来を戒める。
- (2) 減給は1回の額が平均賃金の1日分の半額を越えず、総額はその月の給与総額の10分の1以内で減給する。
- (3) 出勤停止は、7日以内の出勤を停止し、その期間の給与を支給しない。
- (4) 諭旨解雇は、諭旨して退職せしめる。
- (5) 懲戒解雇は、予告期間をおかないで解雇する。ただし、労働基準法第20条の規定に従うものとする。

2 前項の処分は、理事会で行う。

(就業の禁止)

第57条 前条第1項の各号に該当し、懲戒処分が確定するまでの間就業を禁止することがある。

(改正)

第58条 この規程の改正は、理事会が行うものとする。

(雑則)

第59条 この規程に定めのない事項については、労働基準法その他の関係法令の定めるところ

による。

附 則 (平成25年1月24日)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

【資料9-19】 朝日大学保健医療学部救急救命学科教務学生委員会規程（案）

朝日大学保健医療学部救急救命学科教務学生委員会規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、学校法人朝日大学管理運営基本規則第3条第2項の規定に基づき、保健医療学部救急救命学科（以下「本学科」という。）の教務及び学生生活に関する事項を審議するため、学長のもとに保健医療学部救急救命学科教務学生委員会（以下「委員会」という。）を置くこととし、委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（構成等）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

（1）学長が保健医療学部長の意見を聴いて指名した本学科専任教員 5名

（2）学長が事務局長の意見を聴いて指名した本学科担当事務職員 1名

2 前項の規定にかかわらず、委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、学長が保健医療学部長の意見を聴いてそれぞれ指名する。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることができる。

2 委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（所管）

第4条 委員会は、保健医療学部長が学長の命を受けて所管する。

（任務）

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、学長及び保健医療学部長にこれを報告し、また、これについて学長の命により教授会に報告し、及び必要な処理等を行う。

（1）学生の卒業及び学位の授与に関すること。

（2）学生の進級、転学部、除籍及び復籍に関すること。

（3）教育課程、授業、単位の授与及び認定に関すること。

（4）学生の試験に関すること。

（5）学生の指導、厚生及び賞罰に関すること。

（6）カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの策定及び改善に関すること。

（7）アセスメントポリシーに基づく教務・学生データの検証及び活用に関すること。

（8）その他学長から意見を求められた教務及び学生生活に関すること。

2 保健医療学部長は、学長の命を受けて前項の審議結果に基づき、教授会に議案を提出し、意見を述べるものとする。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、副委員長が当該職務を代行する。

- 2 委員会は、原則として、毎月1回開催するものとする。ただし、委員長は必要がある場合は、臨時に委員会を招集することができる。
- 3 委員会を招集するときは、日時、場所、審議事項を書面にて、会議の7日前までに通知をするものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 4 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 5 前項の場合において、あらかじめ委任状を提出した者は、出席者とみなす。
- 6 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会等)

第7条 委員会は、学長の意見を聴き必要に応じて専門委員会及び専門部会（以下「専門委員会等」という。）を置き、特定の事項の審議及び処理を付託することができる。

- 2 専門委員会等の組織等に関することは、委員会において定める。

(庶務)

第8条 委員会の事務は、学事第一部学事一課において行う。

(改正)

第9条 この規程の改正は、理事会が学長の意見を聴いて行うものとする。

附 則 (2025年〇月〇日)

この規程は、2025年4月1日から施行する。

【資料9－20】 朝日大学保健医療学部救急救命学科研究倫理審査委員会規程（案）

朝日大学保健医療学部救急救命学科研究倫理審査委員会規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、朝日大学保健医療学部救急救命学科（以下「本学科」という。）に所属する教員が行う、人を対象とした医学研究が、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）等を考慮しながら倫理的配慮の基に行われるか否かについて審査するため、学長のもとに保健医療学部救急救命学科研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置くこととし、委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（審査）

第2条 委員会は、学長の諮問に応じて、研究者から申請された研究倫理審査申請書及び計画書に基づき、次の各号に掲げる事項について審査する。

- （1） 研究対象者に対する人権の保護、権利擁護及び安全の確保
- （2） 研究対象者に対するインフォームドコンセント
- （3） 研究によって生ずるリスクと科学的な成果への理解と判断
- （4） 利益相反に関する事項

2 委員会は、審査が終了したときは、審査結果を学長へ報告しなければならない。

3 学長は、委員会の審査結果に基づき審査決定を行うものとし、その審査結果について、所定の審査結果通知書により申請者に通知するものとする。

4 前各項に定めるもののほか、審査に関することは、朝日大学保健医療学部看護学科研究倫理審査要領に定めるものとする。

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- （1） 保健医療学部長
- （2） 学長が保健医療学部長の意見を聴いて指名した教員 4名
- （3） 倫理学・法律学の専門家等で人文・社会科学の有識者 1名
- （4） 一般の立場から意見を述べることができる者 1名
- （5） 前各号に掲げる者以外で、学長が特に必要と認めた者 若干名

2 委員会は、男女両性で構成されなければならない。

3 第1項第3号及び第4号の委員は、学長が保健医療学部長の意見を聴いて指名した者とする。

4 委員会の委員は、学長が委嘱する。

5 委員会は、審査の対象、内容に応じて有識者に意見を求めることができる。

（委員の補充）

第4条 前条第1項第2号から第4号の委員に欠員が生じたときは、新たに委員を補充することができる。

(任期)

第5条 第3条第1項第2号から第5号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前条の規定による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第3条第1項に規定する委員のうちから学長がそれぞれ指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、副委員長が当該職務を代行する。

3 委員会を招集するときは、日時、場所、審査事項を書面にて、会議の7日前までに通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

4 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

5 前項の場合において、あらかじめ委任状を提出した者は、出席者とみなす。

6 前2項の規定にかかわらず、第3条第1項第3号又は第4号の委員のうち、1名以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

7 委員会の審査の判定は、全員一致をもって決定する。

8 委員は、自らが実施する研究が審査を受けるときは、当該研究の審査に加わることはできない。

(事務)

第7条 委員会の事務は、学事第一部学事一課において行う。

(改正)

第8条 この規程の改正は、理事会が学長の意見を聴いて行うものとする。

附 則 (2025年〇月〇日)

この規程は、2025年4月1日から施行する。

【資料9-21】 朝日大学宮田研究奨励金取扱要領

宮田研究奨励金取扱要綱

平成5年5月27日制定

(趣旨)

- 1 宮田研究奨励金(以下「奨励金」という。)は、創立者宮田慶三郎の意思に基づき、朝日大学の建学の精神を具現化するため、人文・社会科学から自然科学までのあらゆる分野における優れた学術研究を支援することを目的とする。

(資金)

- 2 奨励金の資金は、朝日大学教育研究振興助成費のうち教育研究助成費をもって充てる。

(奨励金の対象となる研究等)

- 3 奨励金は、研究内容等が次の各号に該当するものを対象とする。

(1) 奨励金A(一般研究)

学術的・社会的要請の強い研究領域で、一定期間、当該研究を重点的かつ機動的に推進し、その研究領域の発展に寄与するもの。

(2) 奨励金B(プロジェクト研究)

前号に該当する研究のうち、朝日大学リサーチアシスタント規程第2条及び朝日大学ポストドクター規程第2条に定める研究プロジェクトに該当するもので、若手研究者の育成、研究活動の発展に寄与するもの。

(3) 奨励金C

若手研究者の学術研究の成果及び学術資料の発刊

(奨励金の交付期間)

- 4 奨励金の交付期間は次のとおりとする。

(1) 奨励金A及びB

原則として交付対象年度の4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。継続研究は次年度までを限度とし、希望する者は当該年度末までに中間報告書を提出し、学長の承認を得なければならない。

(2) 奨励金C

決定された交付期間内に終了するものとし、原則として延長は認めない。

(奨励金の交付申請者)

- 5 奨励金の交付申請ができる者は、本学専任の教員とする。なお、学部・講座・研究室等を単位として、複数の者が同一の課題について共同研究する場合は、研究代表者を選定し、交付申請をするものとする。ただし、奨励金Aの申請については、申請した教員又は研究代表者が、文部科学省または独立行政法人日本学術振興会が募集する科学研究費補助金(以下「科研費」という。)に同一年度内に応募した者に限るものとする。

(奨励金の計画調書)

- 6 奨励金の交付の申請をしようとする者は、次により計画調書を提出しなければならない。

(1) 奨励金A及びB

奨励金の交付を希望する者は、交付対象前年度の12月末までに申請書を学長に提

出しなければならない。ただし、建物等施設に関する経費及び雇用関係の生ずるような月極めの給料等諸手当及び研究目的に沿わない経費は申請できない。

(2) 奨励金C

奨励金交付を希望する者は、交付対象前年度の12月末までに申請書に掲載予定論文原稿（写）、掲載証明書又は掲載原稿受け取り証明書のいずれかの証明書等を添付して学長に提出しなければならない。ただし、雇用関係の生ずるような月極めの給料等諸手当及び研究目的に沿わない経費は申請できない。

(奨励金の決定)

- 7 学長は、教育研究助成費（奨励金）の予算に基づき、奨励金の交付申請のあった者の中から、奨励金交付対象者及び交付額を決定し、理事長にこれを報告するものとする。

(奨励金申請者への通知等)

- 8 学長は、奨励金の交付申請のあった者に対し、文書により選考結果を通知するものとする。また、奨励金交付対象者のうち、申請額と交付額に変更のあった場合は、通知された交付額に基づき、研究計画の見直しを行い、変更届を学長に提出するものとする。なお、奨励金は、継続研究の承認を得た者以外次年度に繰り越すことはできない。

(奨励金の取消し)

- 9 奨励金の交付を決定された者のうち、次の各号に該当する場合は、奨励金の交付を取消し又は打ち切りするものとする。

(1) 科研費の交付を受けることとなったとき（奨励金Aの場合のみ）

(2) 退職により交付資格を喪失したとき

(3) 諸事情により研究計画に基づく研究の遂行が困難と判断されたとき

(奨励金の実績報告書)

- 10 奨励金の交付を受けた者は、研究等を完了したときは、すみやかに奨励金事業実績報告書を学長に提出するものとする。

(奨励金の使用方法)

- 11 奨励金は、この奨励金取扱要綱に定めるほか、「科学研究費補助金取扱規程」（昭和40年文部省告示第110号）並びに文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める科研費の使用に関する定めに準じて取り扱うものとする。

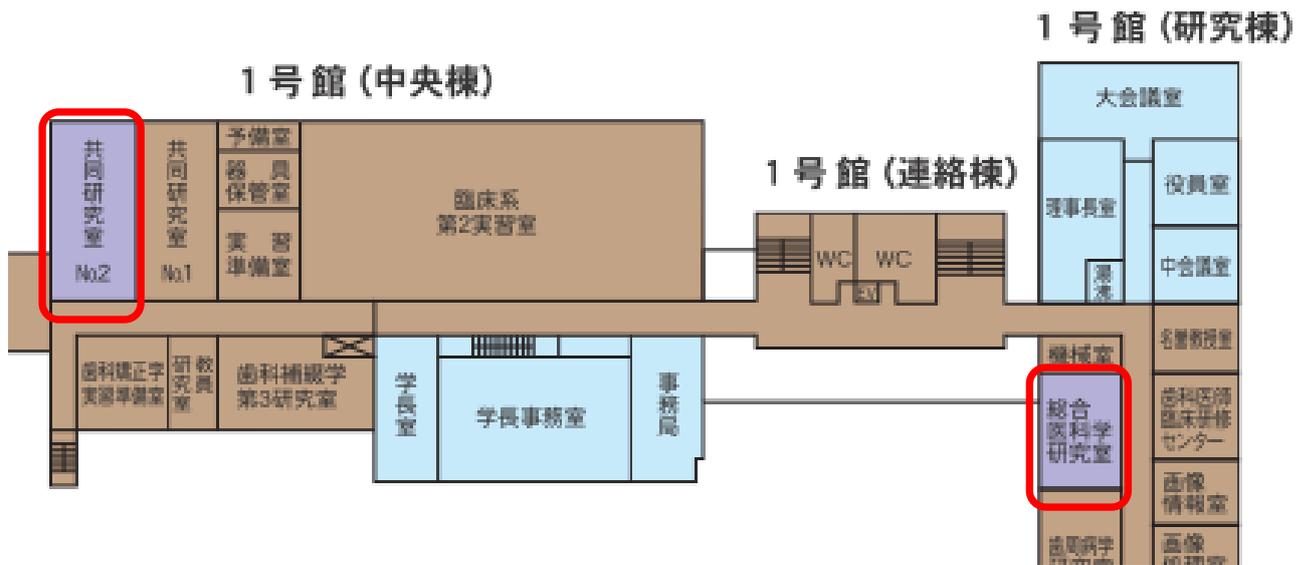
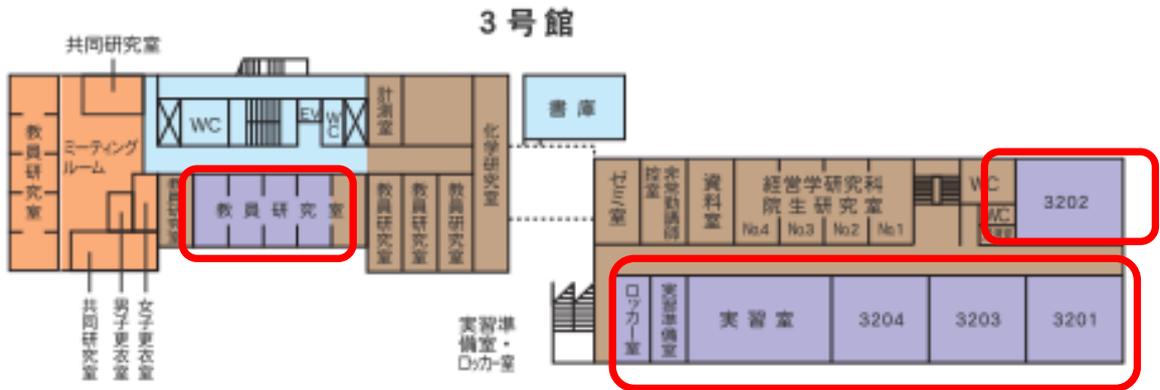
(その他)

- 12 この奨励金で学会への発表、学会誌への掲載、学術図書の印刷等を行う場合は、奨励金による研究成果である旨を明記するとともに、実績報告書にその印刷物を1部添付して提出しなければならない。なお、実績報告書に印刷物を添付できないときは、奨励金Cによるものを除き、研究の完了後1年以内に当該印刷物を提出しなければならない。期間内に提出ができないときは、理事長は、奨励金の返還を求めることができるものとする。

附 則

- 1 この取扱要綱は、平成5年5月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

【資料9-22】 講義・実習室・研究室等整備計画図面



黄色マーカー一部が救急救命学科授業

	講義室	定員	前学期 月曜日											
			I限(9:00~10:30)		II限(10:45~12:15)		III限(13:10~14:40)		IV限(14:55~16:25)		V限(16:35~18:05)			
3号館	2階	3201	80		微生物・感染	片岡	建学の精神と社会生活・リベラルアーツ	江尻ほか						
		3202	80	キャリア形成 I	江尻	キャリア形成 I	江尻			メンタルマネジメント	藤野			
		3203	80	疫学	廣瀬	環境障害・急性中毒学	小倉			スポーツ生理学	菅嶋			
		3204	80											
		実習室						救急救命シミュレーション実習V	小倉ほか	救急救命シミュレーション実習V	小倉ほか	救急救命シミュレーション実習V	小倉ほか	
5号館	1階	511	167		Sスポーツ科学英語	加藤	S教職入門	山下ほか	LB教職入門	山下他				
		512	177	L債権総論A	梶谷	LBS化学 I・自然科学 I	神谷	L刑法総論A	大野	BS心理学 I	亀田	教職特別講座		
		513	177	Sスポーツ社会学	岩佐	L商法A(総則・商行為)	牛丸	B社会調査法	中畑	BN哲学 I	林(隆)			
		514	177	Sスポーツ科学入門	菅嶋	Sレクリエーション論	築瀬	LBS特別活動及び総合的な学習の時間の指導	工藤	STトレーニング論	竹島ほか			
	2階	PC3	50	情報リテラシー	曾我部	N英語コミュニケーション I(基礎)②	児玉			N情報リテラシー③	森下	N情報リテラシー③	森下	
	PC4	50				野畑			B英語VII	野畑				
6号館	2階	6201	519	D1年(4/4~8/31)		D1年(4/4~8/31)		D1年(4/4~8/31)		D1年(4/10のみ)		LBSアスリートの生活とキャリア	新井	
		6202	305			LBS倫理学 I(概論)	林(隆)	Sキャリア形成 I	庄司	Sキャリア形成 II	庄司			
		6203	305	D 5・6学年(~3/11)		D 5・6学年(~3/11)		D 5・6学年(~3/11)		D 5・6学年(~3/11)		D 5・6学年(~3/11)		
	4階	6406	80	Sスポーツ教育学	築瀬			LB教育心理学	亀田	B原価計算論 II	後藤(宏)	S卒業研究⑩	庄司	
		6501	99			Lヨーロッパ法	梶谷	B情報社会論	矢守					
		6502	72									L演習IV	宮坂	
		6503	72	B専門演習 I ③⑤	野畑					D1年スポーツ(予備)	新井他	L演習IV	前谷	
		6504	72	L医事法A	大野					L法思想史A	椎名			
		6505	99	B簿記原理 I ③	山田・正村	B簿記原理 I ②	山田・正村			L行政法総論A	高梨			
		6506	99	B簿記原理 I ③	山田・正村	B簿記原理 I ②	山田・正村							
	6507	99			B企業と法令	横井			LB教育経営・教育課程論	足立(淳)				
	6階	6601	116					L比較憲法	下條	B販売管理	横井	S卒業研究⑤	梶山	
		6602	60			S体育実技指導法Ⅲ(格技)	窪田					S卒業研究⑯	岩佐	
		6603	72											
		6604	70			B法学 I	島							
		6605	70									S英語コミュニケーション I(再)	松井	
		6606	70									S卒業研究⑩	角田	
	7階	6701	机1 イス2											
		6702	40	L英語 I ②	梶谷・西deryk	N英語コミュニケーション I(基礎)①	梶谷			B専門演習 V ⑭	中畑			
		6704	50	L英語 I ①	西	L英語VII	西	L英語V	西	L英語IX	西	S卒業研究⑫	尹	
6706											L演習IV	大野		
情処4		16			B専門演習 I ⑭	曾我部								
8階	6801	18												
	6802	18												
	6803	18												
	6804	18									L演習IV	高梨		
	6805	18					N看護研究演習 I	堀部ほか	N看護研究演習 I	堀部ほか	L演習IV	平田		
	6806	18	B専門演習 I ②	米田	B専門演習 V ②	米田	N看護研究演習 I	堀部ほか	N看護研究演習 I	堀部ほか				
	6807	18	B専門演習 I ⑮	板谷	B専門演習 V ⑮	板谷	N看護研究演習 I	堀部ほか	N看護研究演習 I	堀部ほか	L演習IV	鏡		
	6808	18	B専門演習 I ⑰	児玉			N看護研究演習 I	堀部ほか	N看護研究演習 I	堀部ほか	L演習IV	坂元		
	6809	18	B専門演習 I ⑬				N看護研究演習 I	堀部ほか	N看護研究演習 I	堀部ほか				
	6810	18	B専門演習 I ⑳	中畑			N看護研究演習 I	堀部ほか	N看護研究演習 I	堀部ほか	L演習IV	牛丸		
	6811	18	B専門演習 I ③	藤田			N看護研究演習 I	堀部ほか	N看護研究演習 I	堀部ほか	L演習IV	椎名		
	6812	18					N看護研究演習 I	堀部ほか	N看護研究演習 I	堀部ほか				
6813	45	B専門演習 I ⑱	横井			N看護研究演習 I	堀部ほか	N看護研究演習 I	堀部ほか	L演習IV	杉島			
6814	45					N看護研究演習 I	堀部ほか	N看護研究演習 I	堀部ほか					
7号館	3階	PC1	74	B情報リテラシー④	後藤	Sスポーツ科学英語	加藤			B専門演習Ⅲ②	米田			
	7階	情処1	15	B専門演習 I ⑰	服部(徳)									
		情処2	15	B専門演習 I ⑪	土井	B専門演習 V ⑯	矢守			院B経営情報システム特論	服部(徳)			

黄色マーカー部分が救急救命学科授業

		講義室	定員	前学期 火曜日														
				I 限(9:00~10:30)		II 限(10:45~12:15)		III 限(13:10~14:40)		IV 限(14:55~16:25)		V 限(16:35~18:05)						
3号館	2階	3201	80	アスリートの生活とキャリア	新井ほか	生物学	片岡	心理学	亀田									
		3202	80	救急病態生理学 I	川口ほか	発育発達と老化	竹島											
		3203	80	災害医療論	小倉	災害危機管理学	小倉	救急症候学 I	澤田ほか	安全教育	土田							
		3204	80	コミュニケーション論	常川													
		実習室							救急救命シミュレーション実習Ⅲ	小倉ほか	救急救命シミュレーション実習Ⅲ	小倉ほか	救急救命シミュレーション実習Ⅲ	小倉ほか				
5号館	1階	511	167	L法学概論A	高梨	L刑法各論A	宮坂			L契約法	梶谷							
		512	177	B専門演習Ⅲ⑩	村橋	L法哲学A	佐藤	L日本史概論 I	山下	B日本史 I	山下							
		513	177	B経営数学入門①	板谷			B経営と情報②	服部(徳)	B地域表象論	畦地							
		514	177			S教育経営・教育課程論	足立(洋)	S運動生理学	加藤									
	2階	PC3	50	B専門演習Ⅲ⑫	中畑	L情報処理(Word)	杉島	D1年(4/4~8/31)		D1年(4/4~8/31)		D1年(4/4~8/31)						
PC4	50	S専門演習 I ⑫	尹	S基礎演習 I ⑫	尹	D1年(4/4~8/31)		D1年(4/4~8/31)		D1年(4/4~8/31)								
6号館	2階	6201	519					LBNスポーツ I (4/11のみ)	新井他									
		6202	305	D1年(4/4~8/31)		D1年(4/4~8/31)												
		6203	305	D 5・6学年(~3/11)		D 5・6学年(~3/11)		D 5・6学年(~3/11)		D 5・6学年(~3/11)		D 5・6学年(~3/11)		D 5・6学年(~3/11)				
	5階	6406	80	S専門演習 I ⑩	角田	S基礎演習 I ⑩	角田	B商品開発論	中畑	S解剖・生理学	江尻							
		6501	99	B英語 I ④	西・Deryk	S基礎演習 I (27)	●●	L税法A	坂元									
		6502	72	B英語 I ③	野畑	L中等社会・地理歴史科教育法	虫賀	LBNスポーツ I (予備)	新井他			S保健体育科教育法(中・高) II	高橋(幸)石原					
		6503	72	L国際組織法	杉島	B特殊講義 I (日本の企業と社会)	村橋	LBNスポーツ I (予備)	新井他									
		6504	72	L政治学A	鏡					B管理会計論	後藤							
		6505	99			B日本語A②	楊											
		6506	99	LB生徒・進路指導論	和田・藤田	B日本語A①	米田	S英語コミュニケーションⅢ①	松井	S英語コミュニケーションⅢ②	松井							
	6507	99	L刑事政策A	宮坂	B特殊講義 I (西濃運輸客付講座)	岡本(征)			B目標管理	横井								
	6階	6601	116			L地理学概論 I	柏木	B地理学 I	柏木	B経営統計学	服部(徳)							
		6602	60	S日本語プログラム	青木	S日本語プログラム	青木											
		6603	72	S専門演習 I ⑯	岩佐	S基礎演習 I ⑯	岩佐	B簿記原理 I ①	小島									
		6604	70	S専門演習 I ⑳	庄司	S基礎演習 I ⑳	庄司	B経営史総論①	中垣									
		6605	70	B国際ビジネス	マリオ	S基礎演習 I (26)	梅野	L中国語Ⅲ	楊	LB中国語 I、中国語と文化	楊							
		6606	70	S専門演習 I ⑤	梶山	S基礎演習 I ⑤	梶山	BNS政治学 I	鏡	L民事執行・保全法	平田							
	7階	6701	41															
		6702	40	B英語 I ①	亀谷			B専門演習 V ⑳	野畑	B英語 V	児玉							
		6704	50	B英語 I ②	児玉			S英語コミュニケーションⅢ①	松井	B特殊講義 I (商品開発実践演習)	中畑							
6706					Bふるさと情報総合演習	中畑												
情処4		16			B専門演習 V ⑧	正村												
8階	6801	18																
	6802	18																
	6803	18																
	6804	18	B専門演習Ⅲ⑱	横井	B専門演習 V ⑱	横井												
	6805	18	B専門演習Ⅲ⑰	服部(徳)	B専門演習 V ⑰	服部(徳)												
	6806	18	B専門演習Ⅲ⑳	畦地	B専門演習 V ⑱	中垣												
	6807	18			B専門演習 V ⑬													
	6808	18	B専門演習Ⅲ⑨	小島	B専門演習 V ⑨	小島												
	6809	18			B専門演習 V ㉔	曾我部												
	6810	18	B専門演習Ⅲ⑥	荒深	B専門演習 V ⑥	荒深												
	6811	18			B専門演習 V ⑧	正村												
	6812	18			B専門演習 V ㉔	畦地												
6813	45			B専門演習 V ㉓	山田	L社会科教育法 I	虫賀											
6814	45	S専門演習 I ⑬	藤野	S基礎演習 I ⑬	藤野													
7号館	3階	PC1	74	S専門演習 I (GW)	専任教員			D1年(4/4~8/31)		D1年(4/4~8/31)		D1年(4/4~8/31)						
	7階	情処1	15	B専門演習Ⅲ⑪	土井	B専門演習 V ⑪	土井											
		情処2	15	B専門演習Ⅲ⑭	曾我部	院B経営科学特論	板谷											

黄色マーカー部分が救急救命学科授業

	講義室	定員	前学期 水曜日															
			I 限(9:00~10:30)		II 限(10:45~12:15)		III 限(13:10~14:40)		IV 限(14:55~16:25)		V 限(16:35~18:05)							
3号館	2階	3201	80	基礎ゼミナールⅠ①	江尻	統計学	坂井											
		3202	80	チームワーク演習	築瀬ほか					疾病救急医学Ⅱ	石澤							
		3203	80	基礎ゼミナールⅠ②	神谷	救急症候学Ⅱ	小島	健康運動論	竹島ほか									
		3204	80	基礎ゼミナールⅠ③	名知													
	実習室							救急救命シミュレーション実習Ⅰ	澤田ほか	救急救命シミュレーション実習Ⅰ	澤田ほか	救急救命シミュレーション実習Ⅰ	澤田ほか					
5号館	1階	511	167	Sコーチング論	梶山	Sスポーツマネジメント	林	N建学の精神と社会生活	須賀ほか	Bキャリア形成Ⅰ	櫻木	Bキャリア形成Ⅰ(再)	櫻木					
		512	177	B基礎演習Ⅰ(集合講義)	合併	LB健康・体力科学	新井			Lキャリア形成Ⅰ	平田・鏡	Lキャリア形成Ⅰ(再)	平田・鏡					
		513	177	L民事訴訟法A	平田	L少年法	宮坂			Lキャリア形成Ⅱ	平田・牛丸	Lキャリア形成Ⅱ(再)	平田・牛丸					
		514	177	L憲法(統治)A	下條					S体育・スポーツ史	岩佐							
2階	PC3	50			B英語Ⅲ④	西・Jeffers												
	PC4	50	B基礎演習Ⅰ⑤	野畑	B英語Ⅲ③	野畑						B特殊講義Ⅰ(マーケティング・リサーチ演習)	常川					
6号館	2階	6201	519	B基礎演習Ⅰ(4/26.5/24.6/21.7/26)	合併	B英語(4/5.7/26のみ)		LBNS建学の精神と社会生活リベラルアーツ	杉島他	Bキャリア形成Ⅱ	櫻木他	Bキャリア形成Ⅱ(再)	櫻木					
		6202	305	D1年(4/4~8/31)		D1年(4/4~8/31)		D1年(4/4~8/31)		D1年(4/4~8/31)								
		6203	305	D 5・6学年(~3/11)		D 5・6学年(~3/11)		D 5・6学年(~3/11)		D 5・6学年(~3/11)		D 5・6学年(~3/11)		D 5・6学年(~3/11)				
	4階	6406	80	基礎ゼミナールⅠ④	片岡	Sスポーツプランニング演習Ⅱ	角田ほか	N建学の精神と社会生活	須賀ほか	Nフィールドワーク	岩崎ほか	L地誌学Ⅰ	柏木					
		6501	99	B基礎演習Ⅰ⑬		LB日本語Ⅲ・日本語C②	楊			Nフィールドワーク	岩崎ほか							
		6502	72	基礎ゼミナールⅠ⑤	豊吉	B日本語C①	藤田	L日本教育史Ⅰ	山下	Nフィールドワーク	岩崎ほか							
		6503	72	L法社会学A	島	S生涯スポーツ論	角田	B商業科教育法Ⅰ	正村	Nフィールドワーク	岩崎ほか							
		6504	72	Sスポーツ実技Ⅱ(柔・剣)①	窪田					Nフィールドワーク	岩崎ほか							
		6505	99							Nフィールドワーク	岩崎ほか							
		6506	99	Sスポーツ実技Ⅱ(水泳)①	高橋(篤)	Sスポーツ実技Ⅱ(水泳)②	高橋(篤)			S種目別コーチング演習Ⅰ	藤野ほか							
	6507	99							Nフィールドワーク	岩崎ほか								
	6階	6601	116								Sスポーツ行政論	高橋(幸)						
		6602	60	L不動産取引の実務	佐藤	L不動産取引の実務	佐藤	L不動産取引の実務	佐藤									
		6603	72	L公務員の法律(ベシック)	鏡	L公務員の法律(ベシック)	鏡			B(アカウンティング・サークル)	山田・正村							
6604		70			B外書講読Ⅱ	レジオ	Sスポーツ実技Ⅴ(ラグビー、サッカー)③	梶山	Sスポーツ実技Ⅴ(ラグビー、サッカー)④	梶山								
6605		70	B基礎演習Ⅰ⑱	横井	L経営学Ⅰ	常川	Sスポーツ実技Ⅲ(器械運動)④	臼井	Sスポーツ実技Ⅲ(器械運動)③	臼井								
6606		70	B基礎演習Ⅰ⑧	正村	B職業指導Ⅰ	和田・藤田	Sスポーツ実技Ⅵ(ハンド・ソフト)①	山本	Sスポーツ実技Ⅵ(ハンド・ソフト)②	山本								
7階	6701	机1 イス2																
	6702	40	B基礎演習Ⅰ②	米田	B英語Ⅲ①	亀谷												
	6704	50	B基礎演習Ⅰ⑳	児玉	B英語Ⅲ②	児玉												
	6706																	
	情処4	16																
	8階	6801	18															
		6802	18	B基礎演習Ⅰ②③	米田・藤田													
		6803	18	B基礎演習Ⅰ②③	米田・藤田													
		6804	18	B基礎演習Ⅰ⑩	村橋	B専門演習Ⅴ⑩	村橋											
		6805	18	B基礎演習Ⅰ⑫	中垣													
		6806	18	B基礎演習Ⅰ⑨	小島													
		6807	18	B基礎演習Ⅰ⑳														
		6808	18															
		6809	18	B基礎演習Ⅰ⑳	常川													
6810		18	B基礎演習Ⅰ⑳	畦地														
7号館	3階	PC-1	74	B基礎演習Ⅰ⑪	土井													
		情処1	15	B基礎演習Ⅰ⑰	服部													
	7階	情処2	15	B基礎演習Ⅰ⑱	矢守													

黄色マーカー部分が救急救命学科授業

	講義室	定員	前学期 木曜日										
			I 限(9:00~10:30)		II 限(10:45~12:15)		III 限(13:10~14:40)		IV 限(14:55~16:25)		V 限(16:35~18:05)		
3号館	2階	3201	80	生命倫理と医の倫理	江尻	解剖学 I	江尻	スポーツ科学	菅嶋ほか	トレーニング論	竹島ほか		
		3202	80	外傷救急医学 I	今泉	英語コミュニケーションⅢ①	野畑						
		3203	80			救急症候学Ⅲ	澤田			教養スポーツ I ①	新井		
		3204	80			英語コミュニケーションⅢ②	亀谷	運動生理学	加藤	教養スポーツ I ②	禿		
		実習室						救急救命シミュレーション実習 V	小倉ほか	救急救命シミュレーション実習 V	小倉ほか	救急救命シミュレーション実習 V	小倉ほか
5号館	1階	511	167	B販売管理	横井			B金融論	村橋	Sコーチング演習	梶山ほか		
		512	177	B専門演習 I ⑥	荒深	L民法総則A	平田			BS広告・コミュニケーション	常川		
		513	177	B経済学入門	畦地	B経営学入門	荒深			B社会心理学	畦地		
		514	177			S運動器の機能解剖学	今泉	Sスポーツ医学	今泉				
	2階	PC3	50	L情報リテラシー①(2023年度入学者)	杉島・島			S専門演習Ⅲ⑫	尹	B情報リテラシー①	板谷		
		PC4	50	L情報リテラシー②(2023年度入学者)	柏木			S専門演習Ⅲ⑳	庄司				
	2階	6201	519					L英語(4/6、7/20のみ)					
		6202	305	D1年(4/4~8/31)		D1年(4/4~8/31)		D1年(4/4~8/31)		D1年(4/4~8/31)			
6号館	4階	6203	305	D 5・6学年(～3/11)		D 5・6学年(～3/11)		D 5・6学年(～3/11)		D 5・6学年(～3/11)		D 5・6学年(～3/11)	
		6406	80	S英語 I ①	児玉	S英語コミュニケーション I ①	児玉	S専門演習Ⅲ⑳	庄司	Sコーチング演習	梶山ほか		
	5階	6501	99			L手形・小切手法A	宮島			B経営史各論	中垣	LBS教育実習指導Ⅱ(4年)	虫賀他
		6502	72	S英語コミュニケーション I ④	守本	S英語 I ④	守本	L演習ⅡA	杉島	L演習ⅢA	杉島	LBS教育実習指導Ⅱ(4年)	虫賀他
		6503	72					L中等社会・公民科教育法	虫賀	L歴史史料学概論 I	山下	LBS教育実習指導Ⅱ(4年)	虫賀他
		6504	72	Sスポーツ実技Ⅶ(バレー・バスケ)③	築瀬	Sスポーツ実技Ⅶ(バレー・バスケ)④	築瀬	S専門演習Ⅲ⑩	角田			LBS教育実習指導Ⅰ(3年)	虫賀他
		6505	99					B教育学 I	豊田			LBS教育実習指導Ⅰ(3年)	虫賀他
		6506	99	L公務員の法律(パブリック・セキュリティ)	高梨	L国際法A	杉島	S専門演習Ⅲ⑬	藤野	S専門演習Ⅲ⑬	藤野	LBS教育実習指導Ⅰ(3年)	虫賀他
	6507	99			S生徒・進路指導論	藤田ほか	S専門演習Ⅲ⑤	梶山	L心理学概論 I	亀田	LBS教育実習指導Ⅰ(3年)	虫賀他	
	6階	6601	116	S英語コミュニケーション I ③	Deryk	S英語 I ③	Deryk	B商業概論 I	藤田・和田				
6602		60					L演習ⅡA	平田	L演習ⅢA	平田			
6603		72					S専門演習Ⅲ⑯	岩佐					
6604		70	Sスポーツ実技Ⅷ(テニス・卓球)①	山本米塚	Sスポーツ実技Ⅷ(テニス・卓球)②	山本米塚							
6605		70							L自然地理学概論 I・自然地理学	柏木	S英語 I (再)	松井	
6606		70	L刑事訴訟法A	大野			L演習ⅡA	宮坂	L演習ⅢA	宮坂			
7階	6701	40											
	6702	40	S英語コミュニケーション I ③	Deryk	S英語 I ③	Deryk	L英語Ⅲ②	亀谷・Deryk					
	6704	50	S英語 I ②	西	S英語コミュニケーション I ②	西	L英語Ⅲ①	西	N英語コミュニケーションⅡ(応用)	野畑			
	6706						L演習ⅡA	大野	L演習ⅢA	大野			
	情処4	16	B専門演習Ⅲ②	米田			別科						
8階	6801	18											
	6802	18											
	6803	18											
	6804	18	B専門演習Ⅲ⑧	正村	B専門演習Ⅰ⑧	正村							
	6805	18	B専門演習Ⅲ⑫	中垣	B専門演習Ⅰ⑫	中垣	L演習ⅡA	鏡	L演習ⅢA	鏡			
	6806	18			B専門演習Ⅰ⑬	山田	L演習ⅡA	梶谷					
	6807	18	B専門演習Ⅲ⑬		B専門演習Ⅰ⑩	村橋							
	6808	18			B専門演習Ⅰ⑮	板谷					LBS教育実習指導Ⅱ(4年)	虫賀他	
	6809	18					L演習ⅡA	牛丸	L演習ⅢA	牛丸	LBS教育実習指導Ⅱ(4年)	虫賀他	
	6810	18									LBS教育実習指導Ⅱ(4年)	虫賀他	
	6811	18									LBS教育実習指導Ⅱ(4年)	虫賀他	
	6812	18	L専門特講(日本の法律の基礎Ⅰ)	坂元	B専門演習Ⅰ⑨	小島	L演習ⅡA	坂元	L演習ⅢA	坂元	LBS教育実習指導Ⅱ(4年)	虫賀他	
	6813	45	S専門演習Ⅴ⑲	土田	S卒業研究⑲	土田	L演習ⅡA	前谷	L演習ⅢA	前谷	LBS教育実習指導Ⅱ(4年)	虫賀他	
	6814	45	B専門演習Ⅲ⑬	山田	B専門演習Ⅰ⑳	畦地	L演習ⅡA	高梨	L演習ⅢA	高梨			
7号館	3階	PC1	74	B専門演習Ⅲ⑯	矢守	B専門演習Ⅰ⑯	矢守	B	矢守	B卒論	矢守		
		情処1	15									院B経営科学特論	板谷
	情処2	15											

黄色マーカー部分が救急救命学科授業

		講義室	定員	前学期 金曜日										
				I 限(9:00~10:30)		II 限(10:45~12:15)		III 限(13:10~14:40)		IV 限(14:55~16:25)		V 限(16:35~18:05)		
3号館	2階	3201	80	英語 I ①	野畑	英語コミュニケーションI①	野畑	プレゼンテーション論	常川	化学	神谷			
		3202	80	疾病救急医学 I	小島ほか	救急救命処置概論 I	澤田							
		3203	80	英語 I ②	亀谷	英語コミュニケーションI②	亀谷	コンディショニング論	本田					
		3204	80	統合演習 I	小倉									
		実習室						救急救命シミュレーション実習Ⅲ	小倉ほか	救急救命シミュレーション実習Ⅲ	小倉ほか	救急救命シミュレーション実習Ⅲ	小倉ほか	
5号館	1階	511	167	LS介護等体験	足立(洋)他	LB化学 I・自然科学 I	神谷			L会社法A	牛丸			
		512	177	B経営組織論	荒深	S衛生・公衆衛生学	土田							
		513	177			L物権法	杉浦	L相続法	杉浦					
		514	177			B会計学入門②	村橋			S教育心理学	亀田			
	2階	PC3	50	B情報リテラシー③	矢守	S情報処理基礎 I 情報リテラシー②	高橋(篤)							
		PC4	50	B情報リテラシー②	曾我部	S情報処理基礎 I 情報リテラシー④	曾我部	B情報リテラシー②(再)	曾我部					
	6号館	2階	6201	519										
			6202	305	D1年(4/4~8/31)		D1年(4/4~8/31)		D1年(4/4~8/31)		D1年(4/4~8/31)			
6203			305	D 5・6学年(~3/11)		D 5・6学年(~3/11)		D 5・6学年(~3/11)		D 5・6学年(~3/11)		D 5・6学年(~3/11)		
4階		6406	80	S専門演習 V⑩	庄司					B特殊講義 I (FP応用)	加藤			
		6501	99					B財務諸表論 I	小畠					
		6502	72					B社会学 I	桧山	L社会学概論 I	檜山			
		6503	72			L法制史A	山中	BN外国史 I	前谷	B貿易英語	二木			
		6504	72	L演習 I	島	L行政救済法A	高梨	L外国法A	椎名	会計サークル				
		6505	99					L経済法	牛丸					
		6506	99					B特殊講義 I (国際流通)	田村(謙)					
6507		99	L演習 I	杉島	L外国史概論 I	前谷	B特殊講義 I (日本文化事情)	富田	B心理学 I	亀田				
6階		6601	116	S専門演習 V⑤	梶山			L哲学概論 I	林(隆)	L行政学A	鏡			
		6602	60	S日本語プログラム	青木	S日本語プログラム	青木							
		6603	72	S専門演習 VI⑯	岩佐									
		6604	70	S専門演習 V⑬	藤野									
		6605	70	別科										
		6606	70	S専門演習 VI⑩	角田	LB中国語 I・中国語と文化	楊	L日本語 I	楊	L中国語Ⅲ	楊			
7階		6701	概1 イ22											
		6702	40	L教養特殊講義(公務員試験のための英語)	西									
		6704	50	S専門演習 V⑫	尹	S情報処理基礎 I 情報リテラシー③	岩佐							
	6706		L演習 I	大野										
	情処4	16					別科							
8階	6801	18												
	6802	18												
	6803	18												
	6804	18	L演習 I	牛丸										
	6805	18	L演習 I	梶谷										
	6806	18	L演習 I	下條										
	6807	18	L演習 I	鏡										
	6808	18	L演習 I	坂元										
	6809	18	L演習 I	前谷										
	6810	18	L演習 I	宮坂										
	6811	18												
	6812	18												
	6813	45	L演習 I	高梨					Sゼミ	伊東				
	6814	45	L演習 I	柏木										
7号館	3階	PC1	74			S情報処理基礎 I 情報リテラシー①	庄司							
	7階	情処1	15											
		情処2	15								院B経営情報システム特論	服部(徳)		

黄色マーカ一部が救急救命学科授業

		講義室	定員	後学期 月曜日										
				I 限(9:00~10:30)		II 限(10:45~12:15)		III 限(13:10~14:40)		IV 限(14:55~16:25)		V 限(16:35~18:05)		
3号館	2階	3201	80		病理学	落合	生理学 I	碓	救急医学概論	澤田				
		3202	80	キャリア形成 II	江尻	キャリア形成 II	江尻							
		3203	80											
		3204	80											
		実習室						救急救命シミュレーション実習IV	小倉ほか	救急救命シミュレーション実習IV	小倉ほか	救急救命シミュレーション実習IV	小倉ほか	
5号館	1階	511	167	S運動学(含、運動方法学)	山本達田	S生物学	亀山	Bビジネス能力演習	板谷	BS心理学 II	亀田			
		512	177	L債権総論B	梶谷			L刑法総論B	大野	S体育実技指導法(球技)	梶山	教職 特別講座		
		513	177	Sスポーツ栄養学	塚中	L商法(総則・商行為)B	牛丸	S教育の方法と技術	豊田	B哲学 II	林(隆)			
		514	177			B企業論	土井	S教育原理	山下	Sスポーツ・野外教育論	築瀬ほか			
	2階	PC3	50	数理・データサイエンス	曾我部	B事業計画	横井			B専門演習VI㉓	中畑			
	PC4	50			Bふるさと総合演習	中畑	B基礎演習 I	米田・藤田	B英語VIII	野畑				
6号館	2階	6201	519	D1年(9/4~3/11)		D1年(9/4~3/11)		D1年(9/4~3/11)		D1年(9/4~3/11)		LBSスポーツ文化とスポーツモラル	林(卓)	
		6202	305			LB倫理学(倫理学概論)II	林(隆)	B消費者行動論	中畑	Sスポーツ産業論	庄司			
		6203	305	D 5・6学年(～3/11)		D 5・6学年(～3/11)		D 5・6学年(～3/11)		D 5・6学年(～3/11)		D 5・6学年(～3/11)		
	4階	6406	80					LB教育の方法と技術	豊田・足立(博)	Bベンチャーキャピタル	田矢	S卒業研究⑳	庄司	
	5階	6501	99			L消費者法	梶谷	L地方自治法	高梨	LB健康・体力科学	新井			
		6502	72	D2年(12/18のみ)		D2年(12/18のみ)							L演習IV	宮坂
		6503	72	B専門演習II㉕	野畑	S野外活動論	角田						L演習IV	前谷
		6504	72	L医事法B	大野					L法思想史B	椎名	L演習IV	椎名	
		6505	99	B簿記原理II③	山田・正村	B簿記原理II②	山田・正村	Bネットワークビジネス論	矢守	L行政法総論B	高梨			
		6506	99	B簿記原理II③	山田・正村	B簿記原理II②	山田・正村	B流通システム論	土井	LB教育相談	足立(司)	S教育相談	足立(司)	
		6507	99			LB化学II・自然科学II	神谷							
	6階	6601	116							B国際経営	中垣	S卒業研究⑤	梶山	
		6602	60										S卒業研究⑯	岩佐
		6603	72										S卒業研究⑬	藤野
		6604	70			B法学II	島	S卒業研究⑬	藤野	S卒業研究⑬	藤野	S卒業研究⑬	藤野	
		6605	70							Sエイジング論	竹島	S英語コミュニケーションII(再)	松井	
		6606	70							LB教育原理	山下	S卒業研究⑩	角田	
	7階	6701	40											
		6702	40	L英語II②	Deryk									
		6704	50	L英語II①	西	L英語VIII	西	L英語VI	西				S卒業研究⑫	尹
6706												L演習IV	大野	
情処4	16			別科										
8階	6801	18	別科		別科		別科		別科					
	6802	18												
	6803	18												
	6804	18										L演習IV	高梨	
	6805	18										L演習IV	平田	
	6806	18	B専門演習II②	米田	B専門演習VI②	米田								
	6807	18	B専門演習II⑮	板谷	B専門演習VI⑮	板谷						L演習IV	鏡	
	6808	18	B専門演習II⑳	児玉								L演習IV	坂元	
	6809	18	B専門演習II⑬											
	6810	18	B専門演習II㉓	中畑								L演習IV	牛丸	
	6811	18	B専門演習II③	藤田										
	6812	18												
	6813	45	B専門演習II⑱	横井								L演習IV	杉島	
	6814	45												
7号館	3階	PC1	74	N数理・データサイエンス①	森下	Sスポーツバイオメカニクス演習	加藤ほか			B専門演習IV②	米田			
	7階	情処1	15	B専門演習II⑰	服部(徳)									
		情処2	15	B専門演習II⑪	土井	B専門演習VI⑯	矢守			院B経営情報学特論	服部(徳)			

黄色マーカー部が救急救命学科授業

		講義室	定員	後学期 火曜日													
				I 限(9:00~10:30)		II 限(10:45~12:15)		III 限(13:10~14:40)		IV 限(14:55~16:25)		V 限(16:35~18:05)					
3号館	2階	3201	80	物理学	山本	生化学	神谷										
		3202	80	救急病態生理学Ⅱ	石澤	ヘルスプロモーション	竹島ほか	保健統計学	廣瀬	疾病救急医学V	桑田						
		3203	80														
		3204	80														
		実習室							救急救命シミュレーション実習Ⅱ	澤田ほか	救急救命シミュレーション実習Ⅱ	澤田ほか	救急救命シミュレーション実習Ⅱ	澤田ほか			
5号館	1階	511	167	L法学概論B	牛丸	L刑法各論B	宮坂	Bマーケティング論	中畑	L倒産法	平田						
		512	177	B専門演習Ⅳ⑩	村橋	Sスポーツと法	森	L日本史概論Ⅱ	山下(廉)	B日本史Ⅱ	山下(廉)						
		513	177			B経営数学入門②	板谷	B監査論	村橋	Sスポーツ栄養学	塚中						
		514	177	L刑事政策B	宮坂	BFP入門	村橋	Sスポーツと薬学	柏俣ほか	L親族法	山下(祐)						
	2階	PC3	50	B専門演習Ⅳ⑬	中畑	S基礎演習Ⅱ(GW)	専任教員	Bビジネスソフト演習	曾我部	N英語Ⅰ(文献講読)①	野畑						
		PC4	50	S専門演習Ⅱ⑫	尹	S基礎演習Ⅱ⑫	尹	B専門演習Ⅵ⑳	野畑	特殊講義Ⅰ(ビジネスデザイン演習)	中畑						
	2階	6201	519							B地域経営論	畦地						
		6202	305	D 1年(9/4~3/11)		D 1年(9/4~3/11)		D 1年(9/4~3/11)		D 1年(9/4~3/11)							
		6203	305	D 5・6学年(~3/11)		D 5・6学年(~3/11)		D 5・6学年(~3/11)		D 5・6学年(~3/11)							
	4階	6406	80	S専門演習Ⅱ⑳	庄司	S基礎演習Ⅱ⑳	庄司	B専門特殊講義(安全保障概論)	土本	B産業論	横井						
5階	6501	99	B英語Ⅱ④	西・Deryk	S基礎演習Ⅱ(27)	市ヶ谷	L税法B	坂元	B会計学入門①	後藤	LBS教職実践演習(中・高)	藤田他					
	6502	72	B英語Ⅱ③	野畑	L地理歴史科教育法	虫賀	S英語コミュニケーションⅣ①	松井	S英語コミュニケーションⅣ②	松井	LBS教職実践演習(中・高)	藤田他					
	6503	72			B専門演習Ⅵ⑨	小島	S体育実技指導法Ⅴ(ダ・体)	角田	SスポーツX(ダンス)	安達	S保健体育科教育法(中)Ⅰ	高橋(幸)					
	6504	72	L政治学B	鏡	L法哲学B	佐藤			B特殊講義Ⅰ(経済と貨幣)	櫻木	LBS教職実践演習(中・高)	藤田他					
	6505	99			B日本語B②	楊					LBS教職実践演習(中・高)	藤田他					
	6506	99			B日本語B①	米田					LBS教職実践演習(中・高)	藤田他					
	6507	99	LB特別支援教育論	石原	S 特別支援教育論	石原					LBS教職実践演習(中・高)	藤田他					
6号館	6階	6601	116	S体育実技指導法Ⅳ(器械運動)	臼井	L地理学概論Ⅱ	柏木	B地理学Ⅱ	柏木	LB生物学Ⅰ、自然科学Ⅰ	村上						
		6602	60	S日本語プログラム	青木	S日本語プログラム	青木	LBSスポーツⅡ(9/26のみ)	禿他								
		6603	72	S専門演習Ⅱ⑯	岩佐	S基礎演習Ⅱ⑯	岩佐	B簿記原理Ⅱ①、簿記原理Ⅱ	小島								
		6604	70	S専門演習Ⅱ⑤	梶山	S基礎演習Ⅱ⑤	梶山	L社会科教育法Ⅱ	虫賀								
		6605	70	B異文化経営	マリオ	S基礎演習Ⅱ(26)	梅野	L中国語Ⅳ	楊	LB中国語Ⅱ・中国語と社会	楊						
		6606	70	S専門演習Ⅱ⑩	角田	S基礎演習Ⅱ⑩	角田	B政治学Ⅱ	鏡								
	7階	6701	40														
		6702	40	B英語Ⅱ①	亀谷			別科		B英語Ⅵ	児玉						
		6704	50	B英語Ⅱ②	児玉			S英語コミュニケーションⅣ①	松井	N英語Ⅰ(文献講読)②	西						
		6706				Bふるさと総合演習	中畑										
	情処4	16			B専門演習Ⅵ⑧	正村											
8階	6801	18	別科		別科		別科		別科								
	6802	18															
	6803	18															
	6804	18			B専門演習Ⅵ⑱	横井											
	6805	18	B専門演習Ⅳ⑰	服部(徳)	B専門演習Ⅵ⑰	服部(徳)											
	6806	18			B専門演習Ⅵ⑫	中垣											
	6807	18															
	6808	18	B専門演習Ⅳ⑳	畦地	B専門演習Ⅵ⑳	畦地					LBS教職実践演習(中・高)	虫賀他					
	6809	18	B専門演習Ⅳ⑨	小島	B専門演習Ⅵ㉔	曾我部					LBS教職実践演習(中・高)	虫賀他					
	6810	18	B専門演習Ⅳ⑥	荒深	B専門演習Ⅵ⑥	荒深					LBS教職実践演習(中・高)	虫賀他					
	6811	18									LBS教職実践演習(中・高)	虫賀他					
	6812	18			B専門演習Ⅵ⑬						LBS教職実践演習(中・高)	虫賀他					
	6813	45	S専門演習Ⅱ⑬	藤野	S基礎演習Ⅱ⑬	藤野					LBS教職実践演習(中・高)	虫賀他					
	6814	45	B専門演習Ⅳ⑱	横井	B専門演習Ⅵ⑳	山田			別科								
7号館	3階	PC1	74	S専門演習Ⅱ(GW)	専任教員	L情報処理(Excel)	杉島										
	7階	情処1	15	B専門演習Ⅳ⑪	土井	B専門演習Ⅵ⑪	土井										
		情処2	15	B専門演習Ⅳ㉔	曾我部				院B社会シミュレーション特論	板谷							

黄色マーカー部が救急救命学科授業

		講義室	定員	後学期 水曜日											
				I 限(9:00~10:30)		II 限(10:45~12:15)		III 限(13:10~14:40)		IV 限(14:55~16:25)		V 限(16:35~18:05)			
3号館	2階	3201	80	基礎ゼミナールⅡ①	江尻	健康・体力化学	新井	スポーツ文化とスポーツのモラル	林ほか	生理学Ⅱ	裕				
		3202	80	スポーツとチームの運営	築瀬ほか	疾病救急医学Ⅳ	五十嵐	公衆衛生学	廣瀬						
		3203	80	基礎ゼミナールⅡ②	神谷										
		3204	80	基礎ゼミナールⅡ③	名知	運動学	山本ほか	トレーニング演習	山本ほか						
		実習室													
5号館	1階	511	167	スポーツバイオメカニクス	加藤			L経営学Ⅱ	常川	Bキャリア形成Ⅰ	櫻木	Bキャリア形成Ⅰ(再)	櫻木		
		512	177	B基礎演習Ⅱ	集合講義			B経営史総論②	中垣	Lキャリア形成Ⅰ	平田・鏡	Lキャリア形成Ⅰ(再)	平田・鏡		
		513	177	L民事訴訟法B	平田	L警察学	宮坂	B日本語表現基礎③	米田	Lキャリア形成Ⅱ	平田・牛丸	Lキャリア形成Ⅱ(再)	平田・牛丸		
		514	177	L憲法(統治)B	下條	Sスポーツオノマトペ	藤野		尹	Sリーダーシップ論	庄司				
	2階	PC3	50			B英語Ⅳ④	西・Jeffers	衛専		衛専					
6号館	2階	PC4	50	B基礎演習Ⅱ⑳	野畑	B英語Ⅳ③	野畑				特殊講義Ⅰ(マーケティング演習)	常川			
6号館	2階	6201	519	B基礎演習Ⅱ	集合講義	L社会貢献Ⅰ	前谷他	LB男女共同参画学	宮坂	Bキャリア形成Ⅱ	櫻木	Bキャリア形成Ⅱ(再)	櫻木		
		6202	305	D 1年(9/4~3/11)		D 1年(9/4~3/11)		D 1年(9/4~3/11)		D 1年(9/4~3/11)					
		6203	305	D 5・6学年(~3/11)		D 5・6学年(~3/11)		D 5・6学年(~3/11)		D 5・6学年(~3/11)		D 5・6学年(~3/11)			
	5階	6406	80	基礎ゼミナールⅡ④	片岡	Sスポーツプランニング演習	築瀬ほか					L地誌学概論Ⅱ	柏木		
		6501	99	D 1年(9/5~2/28)		D 1年(9/5~2/28)		D 1年(9/5~2/28)		D 1年(9/5~2/28)					
		6502	72	Sスポーツ実技Ⅸ(柔・剣)②	窪田	B日本語D①	藤田	L日本教育史Ⅱ	山下(廉)						
		6503	72	L法社会学B	島	LB日本語Ⅳ・日本語D②	楊	B商業科教育法Ⅱ	正村			S保健体育科教育法(中)Ⅱ	高橋(幸)石原		
		6504	72	Sスポーツ実技Ⅱ(水泳)④	高橋(篤)	Sスポーツ実技Ⅱ(水泳)③	高橋(篤)								
		6505	99	D 1年(9/5~2/28)		D 1年(9/5~2/28)		D 1年(9/5~2/28)		D 1年(9/5~2/28)					
		6506	99	B基礎演習Ⅱ⑬		L社会貢献Ⅰ	前谷他	LB生物学Ⅱ、自然科学Ⅱ	亀山	Sスポーツ社会学実験実習	築瀬				
	6507	99	D 1年(9/5~2/28)		D 1年(9/5~2/28)		D 1年(9/5~2/28)		D 1年(9/5~2/28)						
	6階	6601	116			L社会貢献Ⅰ	前谷他			S種目別コーチング演習Ⅱ	藤野ほか				
		6602	60	L不動産取引の実務	佐藤	L不動産取引の実務	佐藤	Sスポーツ実技Ⅲ(器械運動)②	臼井	Sスポーツ実技Ⅲ(器械運動)①	臼井				
		6603	72	L公務員の法律(ベーシック)	鏡	L公務員の法律(ベーシック)	鏡	S体育実技指導法Ⅰ(陸上・水泳)	築瀬高橋(篤)	S体育指導法Ⅵ(水泳)	高橋(篤)				
		6604	70	基礎ゼミナールⅡ⑤	豊吉	B外書購読Ⅲ	レジオ	Sスポーツ実技Ⅴ(ラ・サ)①	梶山	Sスポーツ実技Ⅴ(ラ・サ)②	梶山				
6605		70	B基礎演習Ⅱ⑲	横井			B経営と情報①	服部	B(アカウンティング・サークル)	山田・正村					
6606	70	B基礎演習Ⅱ⑧	正村	B職業指導Ⅱ	藤田・和田	Sスポーツ実技Ⅵ(ハソ)③	山本	Sスポーツ実技Ⅵ(ハソ)④	山本						
7階	6701	16													
	6702	40	B基礎演習Ⅱ⑳	亀谷	B英語Ⅳ①	亀谷			英検サークル	野畑	英検サークル	野畑			
	6704	50	B基礎演習Ⅱ㉑	児玉	B英語Ⅳ②	児玉									
	6706														
8階	情処4	16			別科										
	6801	18	別科		別科		別科		別科						
	6802	18	B基礎演習Ⅱ㉒③	米田・藤田											
	6803	18	B基礎演習Ⅱ㉒③	米田・藤田											
	6804	18	B基礎演習Ⅱ⑩	村橋	B基礎演習Ⅵ⑩	村橋									
	6805	18	B基礎演習Ⅱ⑫	中垣											
	6806	18	B基礎演習Ⅱ⑨	小島											
	6807	18	B基礎演習Ⅱ㉒④	曾我部											
	6808	18	B基礎演習Ⅱ㉒⑤	野畑											
	6809	18	B基礎演習Ⅱ㉒⑥	常川											
	6810	18	B基礎演習Ⅱ㉒⑦	畦地											
	6811	18	B基礎演習Ⅱ⑮	板谷											
6812	18	B基礎演習Ⅱ㉒⑧	櫻木												
6813	45	B基礎演習Ⅱ㉒⑨	山田			B経営データ分析	後藤(宏)								
6814	45	B基礎演習Ⅱ⑥	荒深												
7号館	3階	PC1	74	B基礎演習Ⅱ⑪	土井	Sスポーツオノマトペ	藤野								
	7階	情処1	15	B基礎演習Ⅱ⑰	服部										
		情処2	15	B基礎演習Ⅱ⑱	矢守										

黄色マーカ一部が救急救命学科授業

		講義室	定員	後学期 木曜日											
				I 限(9:00~10:30)		II 限(10:45~12:15)		III 限(13:10~14:40)		IV 限(14:55~16:25)		V 限(16:35~18:05)			
3号館	2階	3201	80	哲学	佐藤	解剖学Ⅱ	江尻	歴史学	前谷						
		3202	80	外傷救急医学Ⅱ	今泉	英語コミュニケーションⅣ①	野畑	法学	下條						
		3203	80	異文化理解	畦地			経済学	畦地	教養スポーツⅡ①	新井				
		3204	80			英語コミュニケーションⅣ②	亀谷			教養スポーツⅡ②	禿				
		実習室						救急救命シミュレーション実習Ⅳ	小倉ほか	救急救命シミュレーション実習Ⅳ	小倉ほか	救急救命シミュレーション実習Ⅳ	小倉ほか		
5号館	1階	511	167	B専門演習Ⅱ⑥	荒深	L数学Ⅱ	島	B中小企業論	村橋	B経済学	畦地				
		512	177	L数理・データサイエンス・AI	平田	L民法総則B	平田	B日本語表現基礎②	米田	STレーニング演習	菅嶋				
		513	177			Bマーケティング戦略論	常川								
		514	177			Sヘルスポモーション	竹島			S女性とスポーツ	安達				
	2階	PC3	50	L数理・データサイエンス・AI	平田	B専門演習Ⅱ⑤		S専門演習Ⅳ⑫	尹	B数理・データサイエンス①	板谷				
		PC4	50	L数理・データサイエンス・AI	平田	B専門演習Ⅱ②	米田			B専門演習Ⅵ(米田・佐納)					
	2階	6201	519			B社会貢献(ボランティア論)									
		6202	305	D 1年(9/4~3/11)		D 1年(9/4~3/11)									
6号館	2階	6203	305	D 5・6学年(~3/11)		D 5・6学年(~3/11)		D 5・6学年(~3/11)		D 5・6学年(~3/11)		D 5・6学年(~3/11)			
		6406	80	S英語Ⅱ①	児玉	S英語コミュニケーションⅡ①	児玉	S専門演習Ⅳ⑫	庄司	S体育指導法Ⅰ(陸上)	築瀬				
		6501	99			L手形・小切手法B	宮島					LBS教育実習指導Ⅱ(4年)	虫賀他		
	5階	6502	72	D 2年(9/4~3/11)		D 2年(9/4~3/11)		L演習ⅡB	杉島	L演習ⅢB	杉島	LBS教育実習指導Ⅱ(4年)	虫賀他		
		6503	72			B社会貢献(ボランティア論)	●●	L公民科教育法	虫賀	L歴史史料学概論Ⅱ	山下(廉)	LBS教育実習指導Ⅱ(4年)	虫賀他		
		6504	72	Sスポーツ実技Ⅵ(バレー・バスカ)①	築瀬	Sスポーツ実技Ⅵ(バレー・バスカ)②	築瀬	S専門演習Ⅳ⑩	角田	B原価計算論Ⅰ	後藤	LBS教育実習指導Ⅰ(3年)	虫賀他		
		6505	99	D 2年(9/4~3/11)		D 2年(9/4~3/11)		B教育学Ⅱ	豊田			LBS教育実習指導Ⅰ(3年)	虫賀他		
		6506	99	L公務員の法律(パブリック・アドミニ)	高梨	L国際法B	杉島	S専門演習Ⅳ⑬	藤野	Sスポーツ心理学演習	藤野 窪田	LBS教育実習指導Ⅰ(3年)	虫賀他		
		6507	99			B社会貢献(ボランティア論)	●●	S専門演習Ⅳ⑤	梶山	L心理学概論Ⅱ	亀田	LBS教育実習指導Ⅰ(3年)	虫賀他		
	6階	6601	116	S英語コミュニケーションⅡ④	守本	S英語Ⅱ④	守本	B商業概論Ⅱ	和田・藤田	Sスポーツ心理学演習	藤野 窪田				
		6602	60			B社会貢献(ボランティア論)	●●	L演習ⅡB	平田	L演習ⅢB	平田				
		6603	72	Lアジア法	下條	Bコーポレートファイナンス	瀬瀬	S専門演習Ⅳ⑯	岩佐						
		6604	70	Sスポーツ実技Ⅵ(テニス・卓球)③	山本 米塚	Sスポーツ実技Ⅵ(テニス・卓球)④	山本 米塚	L演習ⅡB	●●	L演習ⅢB	●●				
		6605	70			B社会貢献(ボランティア論)		B日本語表現基礎①	藤田	L自然地理学概論Ⅱ	柏木	S英語Ⅱ(再)	松井		
6606		70	L刑事訴訟法B	大野	B社会貢献(ボランティア論)		L演習ⅡB	宮坂	L演習ⅢB	宮坂					
7階		6701	40												
		6702	40	S英語コミュニケーションⅡ③	Deryk	S英語Ⅱ③	Deryk	L英語Ⅳ②	Deryk						
		6704	50	S英語Ⅱ②	西	S英語コミュニケーションⅡ②	西	L英語Ⅳ①	西						
		6706						L演習ⅡB	大野	L演習ⅢB	大野				
	情処4	16	B専門演習Ⅳ②	米田	別科		別科								
	6801	18	別科		別科		別科		別科						
	6802	18													
	6803	18													
	6804	18	B専門演習Ⅳ⑧	正村	B専門演習Ⅱ⑧	正村									
	6805	18	B専門演習Ⅳ⑫	中垣	B専門演習Ⅱ⑫	中垣	L演習ⅡB	鏡	L演習ⅢB	鏡					
8階	6806	18			B専門演習Ⅱ⑬	山田	L演習ⅡB	梶谷							
	6807	18	B専門演習Ⅳ⑬		B専門演習Ⅱ⑩	村橋									
	6808	18	B専門演習Ⅳ⑮	板谷							LBS教育実習指導Ⅱ(3・4年)	虫賀他			
	6809	18			B専門演習Ⅱ⑬		L演習ⅡB	牛丸	L演習ⅢB	牛丸	LBS教育実習指導Ⅱ(3・4年)	虫賀他			
	6810	18									LBS教育実習指導Ⅱ(3・4年)	虫賀他			
	6811	18									LBS教育実習指導Ⅱ(3・4年)	虫賀他			
	6812	18	L専門特殊講義(日本の法律の基礎Ⅱ)	坂元	B専門演習Ⅱ⑨	小島	L演習ⅡB	坂元	L演習ⅢB	坂元	LBS教育実習指導Ⅱ(3・4年)	虫賀他			
	6813	45	S専門演習Ⅵ⑰	土田	S卒業研究⑰	土田	L演習ⅡB	●●	L演習ⅢB	●●	LBS教育実習指導Ⅱ(3・4年)	虫賀他			
	6814	45	B専門演習Ⅳ⑬	山田	B専門演習Ⅱ⑳	畦地	L演習ⅡB	高梨	L演習ⅢB	高梨					
	7号館	3階	PC1	74	B専門演習Ⅳ⑯	矢守	B専門演習Ⅱ⑯	矢守	Bゼミ	矢守	B情報システム	服部			
7階		情処1	15									院B経営シミュレーション特論	板谷		
		情処2	15												

黄色マーカー部分が救急救命学科授業

		講義室	定員	後学期 金曜日												
				I 限(9:00~10:30)		II 限(10:45~12:15)		III 限(13:10~14:40)		IV 限(14:55~16:25)		V 限(16:35~18:05)				
3号館	2階	3201	80	英語Ⅱ①	野畑	英語コミュニケーションⅡ①	野畑									
		3202	80	疾病救急医学Ⅲ	川口	救急救命処置概論Ⅱ	澤田	薬理学	柏俣							
		3203	80													
		3204	80	英語Ⅱ②	亀谷	英語コミュニケーションⅡ②	亀谷			統合演習Ⅱ	小倉ほか					
		実習室						救急救命シミュレーション実習Ⅱ	澤田ほか	救急救命シミュレーション実習Ⅱ	澤田ほか	救急救命シミュレーション実習Ⅱ	澤田ほか			
5号館	1階	511	167			LB化学Ⅱ・自然科学Ⅱ	神谷	S法学(含、日本国憲法)	下條	L会社法B	牛丸					
		512	177	B経営戦略論	荒深			L事務管理・不当利得・不法行為	梶谷							
		513	177			L担保物権法	杉浦	Sスポーツ歯科医学	都尾ほか							
		514	177	S経済学	畦地	Sスポーツ経営・管理学	築瀬			S学校保健	土田					
	2階	PC3	50	B数理・データサイエンス③	矢守	S情報処理基礎Ⅱ 数理・データサイエンス②	高橋(篤)									
		PC4	50	B数理・データサイエンス②	曾我部	S情報処理基礎Ⅱ 数理・データサイエンス④	曾我部	B数理・データサイエンス②(情報Ⅱ再)	曾我部							
	6号館	2階	6201	519										LBSスポーツとチームの運営	築瀬他	
			6202	305	D 1年(9/4~3/11)		D 1年(9/4~3/11)		D 1年(9/4~3/11)		D 1年(9/4~3/11)					
6203			305	D 5・6学年(～3/11)		5.55544E+14		D 5・6学年(～3/11)		D 5・6学年(～3/11)		D 5・6学年(～3/11)				
5階		6406	80	S専門演習Ⅵ⑳	庄司			LS道德教育の指導法	足立(淳)	B特殊講義Ⅰ(大和証券寄附講座)	土川					
		6501	99	S日本語プログラム	青木	S日本語プログラム	青木	B財務諸表論Ⅱ	小畠	BS外国史Ⅱ	前谷					
		6502	72	N基礎ゼミナール	清水ほか			B社会学Ⅱ	檜山	L社会学概論Ⅱ	檜山					
		6503	72	N基礎ゼミナール	清水ほか	L法制史B	山中									
		6504	72	N基礎ゼミナール	清水ほか	L行政救済法B	高梨	L外国法B	椎名							
		6505	99	S専門演習Ⅵ⑯	岩佐											
		6506	99	S専門演習Ⅵ⑩	角田			B特殊講義Ⅰ(通関実務)	田村(謙)	B会計サークル	正村					
6階		6601	116	S専門演習Ⅵ⑤	梶山			L哲学概論Ⅱ	林(隆)	L行政学B	鏡					
		6602	60	N基礎ゼミナール	清水ほか					B貿易実務	二木					
		6603	72	N基礎ゼミナール	清水ほか											
		6604	70	N基礎ゼミナール	清水ほか											
		6605	70	N基礎ゼミナール	清水ほか											
		6606	70	N基礎ゼミナール	清水ほか	LB中国語Ⅱ、中国語と社会	楊	L日本語Ⅱ	楊	L中国語Ⅳ	楊					
7階		6701	40													
		6702	40	S専門演習Ⅵ⑬	藤野											
		6704	50	S専門演習Ⅵ⑫	尹	S情報処理基礎Ⅱ 数理・データサイエンス③	岩佐									
		6706		L演習Ⅰ	大野											
8階	情処4	16			別科		別科									
	6801	18	別科		別科		D 基礎ゼミ(～2/28)		D 基礎ゼミ(～2/28)							
	6802	18					D 基礎ゼミ		D 基礎ゼミ							
	6803	18					D 基礎ゼミ		D 基礎ゼミ							
	6804	18	L演習Ⅰ	牛丸			D 基礎ゼミ		D 基礎ゼミ							
	6805	18	L演習Ⅰ	梶谷			D 基礎ゼミ		D 基礎ゼミ							
	6806	18	L演習Ⅰ	下條			D 基礎ゼミ		D 基礎ゼミ							
	6807	18	L演習Ⅰ	鏡			D 基礎ゼミ		D 基礎ゼミ							
	6808	18	L演習Ⅰ	坂元			D 基礎ゼミ		D 基礎ゼミ							
	6809	18	L演習Ⅰ	前谷			D 基礎ゼミ		D 基礎ゼミ							
	6810	18	L演習Ⅰ	宮坂			D 基礎ゼミ		D 基礎ゼミ							
	6811	18	L演習Ⅰ	島			D 基礎ゼミ		D 基礎ゼミ							
	6812	18					D 基礎ゼミ		D 基礎ゼミ							
	6813	45	L演習Ⅰ	高梨												
6814	45	L演習Ⅰ	柏木													
7号館	3階	PC1	74	L演習Ⅰ	杉島	S情報処理基礎Ⅱ 数理・データサイエンス①	庄司									
	7階	情処1	15													
		情処2	15									院B経営情報学特論	服部(徳)			

【資料9-24】 整備する主な機器等一覧

品名	数量
解剖学教育用機材、生理学教育用機材	1
病理学教育用機材	1
気道確保実習モデル人形	16
自動式除細動器	33
心電計	2
血圧計	10
パルスオキシメーター	8
輸液セット	8
ラリングアルマスク	4
ラリングルチューブ LT	4
i-gel インターサージカル	4
エアウェイチェッカーバルブモデル	4
経鼻エアウェイ	8
経口エアウェイ ライフセーバーキット	8
吸引器 サクションユニット	8
手動式吸引器 アンブ レスキューポンプ	8
サフィード吸引カテーテル 口腔・鼻腔用	8
吸引用カテーテル (気管用)	8
ヤンカー型吸引カテーテル 49本入	1
気管内チューブ 4本入	8
トーマス チューブホルダー	20
グルコース分析装置 GD39セット	8
外傷模型キット	2
耳式体温計	8
非接触体温計 CISE	8
喉頭鏡 LEDタイプ	8
マギール鉗子 (大)	8
呼気二酸化炭素測定器具	2
心臓マッサージ器	1
自動式心マッサージ器	1
スタイレット	8
シャープセイフ (静脈留置針用)	20
医シャープセイフ (血糖測定用)	20
インターサージカル i-gel 4コ/箱	8
副子 ソフトシーネ	8
スティフネック セレクト	8
リトル アン	25
リトル ジュニア	8
ベビー アン	8
救命ドリル スクーマン1	50
CPR訓練用マット	20
CPRトレーニング用フェイスシールド	4
CPRリズムボックス	2
静脈路確保トレー(腕自慢)	4
医療廃棄物用ゴミ箱	2
自動車搭載用ストレッチャー	8
スクープエクセル 64EXL ビン付	8
同上用頭部固定具	8
ターボリン担架	8
椅子型布担架 モデル43	4
ハイテクバックボード	8
同上用頭部固定具, ベルト, ベルト収納袋	8
携帯用減圧弁 モデル800J	8
ソフト鼻腔酸素カニューラU	8
クリア酸素フェースマスクU	16

品名	数量
人工呼吸器 パラパック199D	4
レールダル・シリコン・レサシテータ	16
手動式人工呼吸器 アンブマークIV	16
テルフュージョン輸液セット	8
サーフロー留置針セット	12
テルフュージョン三方活栓セット	4
駆血帯	8
ドレッシングフィルム カテリーブI.V.	5
全身用 バキュームマットレス	2
部分用 バキュームスプリント	2
ヒートシールKED	2
訓練用三角巾	20
救急包帯	20
ガーゼ	20
トランスポアサージカルテープ	8
保温用毛布	8
アルミックシート (未滅菌)	8
ディスポーザブル手袋	8
ディスポーザブルマスク	20
ゴーグル	8
N-95マスク 19枚入	8
アイソレーションガウン49枚入	1
滅菌バッグ	4
ヒートシーラー	4
小電力トランシーバー	4
救命綱	1
救命浮輪	1
万能斧	1
懐中電灯	4
救急バッグ	24
トリアージタグ	4
膿盆 ステンレス	4
万能はさみ	8
ピンセット 有鉤	8
臍帯クリップ 49個入	1
吸引カテーテル (新生児用)	8
汚物入	4
洗顔器	4
レスポンダーII メッシュベスト	8
組織解剖実習プレパラート	1
人体解剖模型 M-99形	1
消化器系統模型	1
人体骨格模型 男子 SA-159形	1
呼吸器模型	1
血液循環系模型	1
心臓構造模型 B形	1
脳および神経系模型	1
高輝度液晶プロジェクター	1
119インチ天吊り手動スクリーン	1
デジタルビデオカメラ	6
クロスパネル	4
回転ホワイトボード	4
マスクフィットテスト	2
保管庫	8

【資料9-25】 整備する学術雑誌一覧

学術雑誌一覧（国内・外国誌）

国内誌

NO	タイトル	刊行回数	出版社
1	救急・集中治療	6	総合医学社
2	救急医学	12	へるす出版
3	プレホスピタル・ケア	6	東京法令出版
4	レジデントノート(含増刊)	18	羊土社
5	交通医学	3	日本交通医学会
6	月刊消防	12	東京法令出版
7	近代消防	12	近代消防社
8	Jレスキュー	6	イカロス出版株式会社
9	MAMOR	12	扶桑社
10	救急救命士ジャーナル	4	へるす出版

外国誌

NO	TITLE	刊行回数	出版社
1	American Journal of Critical Care(電子)	6	American Journal of Critical Care
2	Critical Care Medicine(電子)	12	Lippincott Williams & Wilkins, a Wolters Kluwer Co
3	Prehospital and Disaster Medicine(電子)	6	Cambridge University Press
4	Prehospital Emergency Care(電子)	8	Taylor & Francis
5	Emergency Medicine Journal	12	BMJ

【資料9－26】 学校法人朝日大学管理運営基本規則

学校法人朝日大学管理運営基本規則

平成18年4月27日制定

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法、私立学校法及び学校法人朝日大学（以下「本法人」という。）寄附行為の規定に基づき、本法人及び本法人が設置する学校等の管理運営の基本に関する事項を定めることを目的とする。

(管理・運営)

第2条 本法人の管理運営は、建学の精神に基づき、寄附行為に従い、理事会の決するところにより、理事長が総理して行う。

2 前項に規定する管理、運営は、学則の制定及び改正、人事（採用、昇任を含む）、労務、財務、資産、施設の管理、組織、業務命令及び経営の秩序維持等、一切の管理、運営をいう。

3 第1項に規定する管理、運営について必要な事項は別に定める。

(教育・研究)

第3条 朝日大学（以下「本学」という。）の教育、研究は、本学の建学の精神に基づき、学則に従い、理事長の決するところにより、学長が、所属職員を統督して行う。

2 教育、研究について必要な事項は、学則に定めるもののほか、別に定める。

(職員の労働条件)

第4条 本法人の職員の賃金その他の労働条件について必要な事項は就業規則に定める。

附 則

この規則は、平成18年5月1日から施行する。

朝日大学学長企画会議規程

2015年5月28日制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人朝日大学管理運営基本規則第3条第2項の規定に基づき、学長のもとに朝日大学学長企画会議（以下「本会議」という。）を置くこととし、本会議の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(構成等)

第2条 本会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 事務局長

2 本会議は、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(審議事項等)

第3条 本会議は、学長が校務をつかさどるに当たって、意見を求められた事項について審議する。

2 副学長及び事務局長は、学長の命を受けて本会議の審議結果に基づき、必要な処理及び調整を行うものとする。

(会議)

第4条 本会議は、学長が招集し、その議長となる。

2 本会議は、原則として毎月1回開催するものとする。ただし、学長は必要がある場合、臨時に本会議を招集することができる。

3 前項のほか、副学長及び事務局長から要求があるときは、学長は本会議を招集するものとする。

4 本会議を招集するときは、日時、場所、審議事項を書面にて、会議の7日前までに通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(議事要録)

第5条 本会議の議事については、議事要録を作成し、本会議においてその確認を得なければならない。

(庶務)

第6条 本会議の事務は、総務部総務課において行うものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、理事会が学長の意見を聴いて行うものとする。

附 則（2015年5月28日）

この規程は、2015年5月28日から施行し、2015年5月1日から適用する。

【資料9-28】 朝日大学総合協議会規程

朝日大学総合協議会規程

昭和60年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、朝日大学学則第54条第2項の規定に基づき、総合協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(構成等)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 各学部長
- (4) 大学院各研究科長
- (5) 教職課程センター長
- (6) 情報教育研究センター長
- (7) 図書館長
- (8) 学生部長
- (9) 留学生別科長
- (10) 医科歯科医療センター長
- (11) 学長が各学部の学部長の意見を聴いて指名した各学部1名の専任の教授
- (12) 事務局長
- (13) 前各号に掲げる者以外の者で、学長が特に必要と認めた者 若干名

2 協議会は、必要に応じ、協議員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(任命)

第3条 協議員は、理事会の議を経て理事長が任命する。

(協議員の補充等)

第4条 第2条第1項第11号の協議員に欠員を生じたときは、新たに協議員を補充する。

(任期)

第5条 第2条第1項第11号に規定する協議員の任期は2年とし、前条の規定による協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の協議員は、再任されることができる。

(協議事項)

第6条 協議会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり、当該事項を審議し意見を述べるものとする。

- (1) 全学的な教育研究に関する重要事項
- (2) 各学部、大学院及びその他の機関において、相互の調整を必要とする事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する事項で、学長が協議会の意見を聴くことが必要と認める事項

(会議)

第7条 協議会は、学長が招集し、その議長となる。ただし、学長に事故あるときは、

副学長が当該職務を代行する。

- 2 協議会は、毎月1回開催するものとする。ただし、学長は必要がある場合は、臨時に協議会を招集することができる。
- 3 協議会を招集するときは、日時、場所、協議事項を書面にて、会議の7日前までに通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 4 協議会は、協議員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 5 前項の場合において、あらかじめ委任状を提出した者は、出席者とみなす。

(庶務)

第8条 協議会の事務は、総務部総務課において行うものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、理事会が学長の意見を聴いて行うものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

【資料9-29】 朝日大学保健医療学部教授会規程

朝日大学保健医療学部教授会規程

(目的)

第1条 この規程は、朝日大学学則第53条第2項の規定に基づき、保健医療学部教授会(以下「教授会」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 教授会は、学部長及び学部の専任の教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず教授会が必要と認めるときは、専任の准教授、講師及び助教を加えることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、学校法人朝日大学特別契約職員就業規程及び学校法人朝日大学特定契約職員就業規程により採用された専任の教員については、教授会の構成員から除くことができる。

(学長、副学長及び事務局長の出席)

第3条 学長及び副学長は教授会に出席して審議事項に関し説明、陳述することができる。

2 事務局長は教授会に出席して所轄事務に関し説明、陳述することができる。

(審議事項)

第4条 教授会は、学長が保健医療学部に係る次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び卒業に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

2 教授会は、前項に定めるもののほか、学長及び学部長(以下「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 第1項第3号に規定する学長が定める事項は、学長裁定で定める。

(会議)

第5条 教授会は、学部長が招集し、その議長となる。ただし、学部長に事故あるときは、あらかじめ学部長の指名した者が当該職務を代行する。

2 教授会は、原則として、毎月1回開催するものとする。ただし、学部長は必要がある場合、臨時に教授会を招集することができる。

3 前項のほか、教授会構成員の3分の1以上の要求があるときは、学部長は教授会を招集しなければならない。

4 教授会を招集するときは、日時、場所、審議事項を書面にて、会議の7日前までに通知をするものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

5 教授会は、教授会構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

6 前項の場合において、あらかじめ委任状を提出した者は、出席者とみなす。

7 次の各号の一つに該当する者は、定足数から除外することができる。

(代議員会)

第6条 教授会は、会議運営を円滑に進めるため、第2条に定める教授会構成員の一部の者をもって構成する代議員会を置くことができる。

2 教授会は、代議員会の意見をもって、教授会の意見とすることができる。

3 代議員会の運営及び組織に関することは、別に定める。

(議事録)

第7条 教授会議の議事については、議事要録を作成し、教授会においてその確認を得なければならない。

(庶務)

第8条 教授会の事務は、学事第一部学事一課において行うものとする。

(委員会)

第9条 委員会は、必要に応じ委員会を置くことができる。

(改正)

第10条 この規程の改正は、理事長が学長の意見を聴いて行うものとする。

【資料9-30】 朝日大学保健医療学部代議員会規程（案）

朝日大学保健医療学部代議員会規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、朝日大学保健医療学部教授会規程（以下「教授会規程」という。）第6条第3項の規定に基づき、代議員会の運営及び組織に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（構成）

第2条 代議員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- （1）学部長
- （2）副学部長
- （3）学科長
- （4）各学科から推薦された各3名の教授
- （5）前各号に掲げる者以外の者で、学部長が特に必要と認めたる者  
（学長、副学長及び事務局長の出席）

第3条 学長及び副学長は代議員会に出席して審議事項に関し説明、陳述することができる。

2 事務局長は代議員会に出席して所轄事務に関し説明、陳述することができる。

（任務）

第4条 代議員会は、教授会規程第4条第1項に規定する審議事項のうち、教授会から審議を付託された事項について審議し、これについて教授会に報告するものとする。

（会議）

第5条 代議員会は、学部長が招集し、その議長となる。ただし、学部長に事故あるときは、あらかじめ学部長の指名した者が当該職務を代行する。

- 2 代議員会は、必要に応じて開催するものとする。
- 3 代議員会を招集するときは、日時、場所、審議事項を書面にて、会議の7日前までに通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 4 代議員会は、代議員会構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 5 前項の場合において、あらかじめ委任状を提出した者は、出席者とみなす。
- 6 次の各号の一つに該当する者は、定足数から除外することができる。

（1）引き続き3月以上にわたる事故のため、代議員会に出席できないと認められる者

（2）海外に出張中の者

7 代議員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（議事録）

第6条 代議員会の議事については、議事要録を作成し、代議員会においてその確認を得なければならない。

（庶務）

第7条 代議員会の事務は、学事第一部学事一課において行うものとする。

（改正）

第8条 この規程の改正は、理事会が学長の意見を聴いて行うものとする。

附 則（2024年〇年〇日）

この改正は、2025年4月1日から施行する。

【資料9-31】 朝日大学保健医療学部学科会議規程（案）

朝日大学保健医療学部学科会議規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、学校法人朝日大学管理運営基本規則第3条第2項の規定に基づき、保健医療学部の運営を円滑に進めるため、学長のもとに看護学科会議、健康スポーツ科学科会議及び救急救命学科会議（以下「学科会議」という。）を置くこととし、学科会議の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（所管）

第2条 学科会議は、学部長が学長の命を受けて所管する。

2 学科長は、学部長の命を受けて学科会議を運営する。

（構成）

第3条 学科会議は、学科長及び学科の専任の教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず学科会議が必要と認めたときは、専任の准教授、講師及び助教を加えることができる。

（学部長の出席）

第4条 学部長は学科会議に出席して審議事項に関し説明、陳述することができる。

（任務）

第5条 学科会議は、次の各号に掲げる事項を審議し、学長及び学部長にこれを報告し、また、これについて学部長の命により教授会に報告し、及び必要な処理等を行う。

（1）教授会から審議を付託された事項

（2）学部長から意見を求められた事項

（会議）

第6条 学科会議は、学科長が招集し、その議長となる。ただし、学科長に事故あるときは、あらかじめ学科長の指名した教授が当該職務を代行する。

2 学科会議は、原則として、毎月1回開催するものとする。ただし、学科長は必要がある場合、臨時に学科会議を招集することができる。

3 学科会議を招集するときは、日時、場所、審議事項を書面にて、会議の7日前までに通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

4 学科会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

5 前項の場合において、あらかじめ委任状を提出した者は、出席者とみなす。

6 次の各号の一つに該当する者は、定足数から除外することができる。

（1）引き続き3月以上にわたる事故のため、学科会議に出席できないと認められる者

（2）海外に出張中の者

7 学科会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（議事録）

第7条 学科会議の議事については、議事要録を作成し、学科会議においてその確認を得なければならない。

（庶務）

第8条 学科会議の事務は、学事第一部学事一課において行うものとする。

（改正）

第9条 この規程の改正は、理事会が学長の意見を聴いて行うものとする。

附 則（2025年〇年〇日）

この改正は、2025年4月1日から施行する。

朝日大学内部質保証推進委員会規程

2021年3月18日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、朝日大学学則第2条の3及び朝日大学大学院学則第4条に基づき、教育研究活動等の継続的な改善の推進（以下「内部質保証」という。）のため、学長のもとに内部質保証推進委員会（以下「委員会」という。）を置くこととし、委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 事務局長
- (4) 学部長、学科長及び教職課程センター長
- (5) 歯学部事務部長、学事第一部長及び学事第二部長
- (6) 前各号に掲げる以外の者で、委員長が特に必要と認めたもの

2 委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(任期)

第3条 前条第1項第6号に規定する委員の任期は2年とする。ただし、欠員を生じた場合の補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第4条 委員会は、朝日大学内部質保証方針に基づき、次の各号に掲げる事項を審議し、学長がこれを決定し、また、これについて学長の命により必要な処理を行う。

- (1) 自己点検・評価に関する次の事項
  - ① 自己点検・評価の基本方針及び自己点検・評価項目の策定に係る事項
  - ② 自己点検・評価の実施に係る事項
  - ③ 各学部等の自己点検・評価の統括及び検証に係る事項
  - ④ 自己点検・評価の報告書の作成に係る事項
  - ⑤ 自己点検・評価の結果の公表に係る事項
  - ⑥ 学長の指示に基づく特定の項目に関する自己点検・評価の実施に係る事項
  - ⑦ 外部評価及び第三者評価に係る事項
  - ⑧ 学校教育法に定める認証評価に係る事項
- (2) 内部質保証に関する次の事項
  - ① 内部質保証の方針及び手続きの策定に係る事項
  - ② 自己点検・評価結果に基づく教育研究活動等に関する改善の推進に係る事項
  - ③ 内部質保証のための体制の確保に係る事項
  - ④ 内部質保証の仕組みの機能向上に係る事項
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(会議)

第5条 委員会に委員長を置き学長をもって充てる。

- 2 委員会は、委員長が招集しその議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、学長が指名する副学長が当該職務を代行する。
- 3 委員会を招集するときは、日時、場所、審議事項を書面にて、会議の7日前までに通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 4 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 5 前項の場合において、あらかじめ委任状を提出した者は、出席者とみなす。
- 6 委員会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(各学部、各学科等の自己点検・評価の推進)

第6条 各学部、各学科等の自己点検・評価の取組みを推進するために、各学部、各学科等に自己点検・評価実施委員会を置く。

- 2 自己点検・評価実施委員会の組織等に関することは、別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の事務は、大学評価室において行う。

(改正)

第8条 この規程の改正は、理事会が学長の意見を聴いて行うものとする。

附 則 (2021年3月18日)

- 1 この規程は、2021年4月1日から施行する。

【資料9-33】 朝日大学保健医療学部救急救命学科自己点検・評価実施委員会規程（案）

朝日大学保健医療学部救急救命学科自己点検・評価実施委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、朝日大学内部質保証推進委員会規程第6条の規定に基づき、保健医療学部救急救命学科（以下「本学科」という。）の自己点検及び評価の実施に関する事項を審議し、これを実行するため、保健医療学部救急救命学科自己点検・評価実施委員会（以下「委員会」という。）を置くこととし、委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（構成等）

第2条 委員会は、学長が保健医療学部長の意見を聴いて指名した4名の本学科教員をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、学長が保健医療学部長の意見を聴いてそれぞれ指名する。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることができる。

2 委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（所管）

第4条 委員会は、保健医療学部長が学長の命を受けて所管する。

（任務）

第5条 委員会は、朝日大学内部質保証推進委員会の実施計画に基づき、本学科の自己点検・評価の実施に関する事項を審議し、学長及び保健医療学部長にこれを報告し、また、これについて学長の命により教授会に報告し、及びこれを実行する。

2 保健医療学部長は、学長の命を受けて前項の審議結果に基づき、教授会に議案を提出し、意見を述べるものとする。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、副委員長が当該職務を代行する。

2 委員会は、必要に応じて開催するものとする。

3 委員会を招集するときは、日時、場所、審議事項を書面にて、会議の7日前までに通知をするものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

4 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

5 前項の場合において、あらかじめ委任状を提出した者は、出席者とみなす。

6 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

（庶務）

第7条 委員会の事務は、学事部学事一課において行う。

（改正）

第8条 この規程の改正は、理事会が学長の意見を聴いて行うものとする。

附 則（2025年〇月〇日）

この規程は、2025年4月1日から施行する。

【資料9-34】 関連する授業科目のシラバス

学 年	1	学 期	前	曜日・時限	月Ⅲ
区 分	教養基礎必修			科目種別	講義
授業科目名	建学の精神と社会生活・リベラルアーツ教育			単位数	2
代表教員	江尻貞一				
担当教員	大友克之、森下伊三男、高梨文彦、平田勇人、矢守恭子、米田真理				
授業概要	高等教育機関としての大学、特に私立大学にはそれぞれその大学が何を目的として設立されたのかという目的・使命があり、これを「建学の精神」として掲げている。本大学の建学の精神は、「国際未来社会を切り開く社会性と創造性、そして、人類普遍の人間の知性に富む人間を育成する。」ことである。本講義では、今後、4年間の学習を進めるにあたり、朝日大学が何を目的・使命としてこの地に設立されたのか理解し、今後の人生の指標、キャリア形成を考える機会とする。				
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本大学の歴史と目的・使命及び目指す人材育成を理解する。</li> <li>2. 世界と日本が抱える問題や課題を検証し、自分なりの解決策を述べることができる。</li> <li>3. 岐阜県及び瑞穂市近隣地域の歴史と特徴を説明できる。</li> <li>4. 自己のキャリア形成を意識し、将来像を説明できる。</li> </ol>				
学位授与方針との関係	「4. 社会の一員として必要な豊かな学識、国際性を身に付けている。」、「5. 自ら課題を発見し、専門的知識の活用及びコミュニケーションを通じて、あらゆる視点からものごとを検証し、問題解決に取り組むことができる。」、「6. 地域社会に貢献する意欲を持ち、その知識・能力の向上に取り組むことができる。」に該当				
授業計画	<p>次のテーマに関する講義及びグループディスカッション、発表等を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 朝日大学創立者の「夢」と建学の精神、沿革（大友）</li> <li>2. 朝日大学の歴史と展望、人材育成（江尻）</li> <li>3. 世界の中の朝日大学（江尻）</li> <li>4. 国際交流（江尻）</li> <li>5. 世界及び日本のエネルギーと環境、資源（森下）</li> <li>6. 日本の民主主義と大学生の責任能力（高梨、平田）</li> <li>7. ネットワーク作法と文書作法（矢守、米田）</li> <li>8. 岐阜学①（産業・文化）（江尻）</li> <li>9. 岐阜学②（木曾三川と治水問題）（江尻）</li> <li>10. 医療と社会貢献①（江尻）</li> <li>11. 医療と社会貢献②（江尻）</li> <li>12. 人生設計を考える①（導入編）（江尻）</li> <li>13. 人生設計を考える②（グループ討議、まとめ）（江尻）</li> <li>14. キャリア目標①（個人ワーク）（江尻）</li> <li>15. キャリア目標②（発表、まとめ）②（江尻）</li> </ol>				
授業外学修	毎回、次回授業のテーマ課題を指示することから、図書館、Web等で調べておくこと。授業後はレポート課題を通じて振り返り学修を行うこと。				
履修条件及び注意事項					
成績評価方法	レポート（50%）、授業への参加度（50%）により、総合判定する。				
テキスト	指定しない。（授業内でレジュメを配付）				
参考書	〃				
備考					

学 年	2	学 期	前	曜日・時限	月Ⅰ・Ⅱ
区 分	教養基礎必修			科目種別	講義
授業科目名	キャリア形成Ⅰ			単位数	4
代表教員	江尻貞一				
担当教員					
授 業 概 要	本授業科目では自分の将来を見据えながら中身の濃い学生生活を送り、自らが考え行動することができるよう各自のエンプロイアビリティ（どこにでも通用する職業能力、雇用されるだけの能力）を高めていくための意識づけや訓練を行うとともに、救急医療の現場の実態や救急救命士として求められる人材像などを理解する。				
到 達 目 標	1. 勤労を通して社会に貢献するための考え方を身に付け、自分がどうやってそれを実践していくかイメージすることができる。 2. 職業能力（エンプロイアビリティ）を高めるための前提となる志望業界の概要を理解し、そこで求められる人材像について説明できる。 3. 救急救命士として活躍するために、学習や大学生活をどのように進めていくべきか説明できる。				
学位授与方針との関係	「6. 地域社会に貢献する意欲を持ち、その知識・能力の向上に取り組むことができる。」に該当				
授 業 計 画	1. キャリアとは 2. キャリアイメージ 3. 勤労の義務と意義 4. 勤労の意義と人生設計 5. 夢を具体的目標に変えて 6. ビジョンを現実に（発表、意見交換） 7. グローバル化の進展、社会の変化、社会課題への対応 8. 医療と社会 9. 人を助ける仕事とは 10. 高齢化社会における医療 11. 大学時代に行っておくこと 12. 大学時代に行っておくこと（発表、意見交換） 13. 朝日大学卒業生の体験談を聴く（朝日大学病院看護部職員を予定） 14. 朝日大学卒業生との座談会、質疑応答（〃） 15. 業界しごと研究（消防、防衛省自衛隊、警察）① 16. 業界しごと研究（消防、防衛省自衛隊、警察）② 17. 業界しごと研究（病院）① 18. 業界しごと研究（病院）② 19. 業界しごと研究（民間サービス）① 20. 業界しごと研究（民間サービス）② 21. 業界しごと研究（その他全般）① 22. 業界しごと研究（その他全般）② 23. 医療現場体験（朝日大学病院（見学））① 24. 医療現場体験（朝日大学病院（見学））② 25. 医療現場体験（朝日大学病院（職員との交流会））① 26. 医療現場体験（朝日大学病院（職員との交流会））② 27. 医療現場体験（朝日大学病院（脳外救急処置（デモ体験））① 28. 医療現場体験（朝日大学病院（脳外救急処置（デモ体験））② 29. アクションプラン策定 30. アクションプラン発表 ※ 毎週、水曜日Ⅰ・Ⅱ限の2コマ連続で実施する。就職支援課職員及び朝				

	日大学病院スタッフ（医師、看護師）が補助指導者として加わり、実務的な説明や学生の作業の助言、医療現場体験における案内、説明等を行う。
授業外学修	毎回、次週の授業のレジメを配付し課題を指示する。授業後はレポート作成を通じて振り返り学修を行うこと。
履修条件及び注意事項	毎週、レポート提出を義務付ける。
成績評価方法	レポート（70%）、授業への参加度（30%）により、総合判定する。
テキスト	指定しない。（授業内でレジメを配付）
参考書	
備考	

学 年	2	学 期	後	曜日・時限	月Ⅰ・Ⅱ
区 分	教養基礎必修			科目種別	講義
授業科目名	キャリア形成Ⅱ			単位数	4
代表教員	江尻貞一				
担当教員					
授 業 概 要	本授業科目は、キャリア形成Ⅰでの学びを基盤に、各自のエンプロイアビリティをより高めていくための学習を行う。将来を考え、自分を見つめ、自分をアピールできるようにしたい。救急救命士になるための基礎をしっかりと築き、自信をもってしっかりと自分をアピールできるようになることを目標とする。				
到 達 目 標	1. 志望する業界（消防、警察、自衛隊等救急救命士としての就職先）に自身を売り込むためのPRができる。 2. 救急救命士として採用されるために必要な基礎学力を身に付ける。				
学位授与方針との関係	「6. 地域社会に貢献する意欲を持ち、その知識・能力の向上に取り組むことができる。」にも該当（「4. 社会の一員として必要な豊かな学識、国際性を身に付けている。」にも一部該当）				
授 業 計 画	1. これまでの学習成果と大学生生活タイムラインを振り返る。 2. 成果及びタイムラインの発表と意見交換 3. 意見を基に履歴をまとめて自己PRシートを作ろう 4. 自己PRシートの発表と意見交換 5. キャリア目標達成に向けたスケジュールリングと学習計画 6. キャリア目標達成に向けた学習法 7. 救急救命士に求められる基礎学力の修得（数理科学①） 答練・解説 8. 救急救命士に求められる基礎学力の修得（数理科学②） 答練・解説 9. 救急救命士に求められる基礎学力の修得（数理科学③） 答練・解説 10. 救急救命士に求められる基礎学力の修得（数理科学④） 答練・解説 11. 救急救命士に求められる基礎学力の修得（数理科学⑤） 答練・解説 12. 救急救命士に求められる基礎学力の修得（数理科学⑥） 答練・解説 13. 救急救命士に求められる基礎学力の修得（数理科学⑦） 答練・解説 14. 救急救命士に求められる基礎学力の修得（数理科学⑧） 答練・解説 15. 救急救命士に求められる基礎学力の修得（自然科学①） 答練・解説 16. 救急救命士に求められる基礎学力の修得（自然科学②） 答練・解説 17. 救急救命士に求められる基礎学力の修得（自然科学③） 答練・解説 18. 救急救命士に求められる基礎学力の修得（自然科学④） 答練・解説 19. 救急救命士に求められる基礎学力の修得（自然科学⑤） 答練・解説 20. 救急救命士に求められる基礎学力の修得（自然科学⑥） 答練・解説 21. 救急救命士に求められる基礎学力の修得（自然科学⑦） 答練・解説 22. 救急救命士に求められる基礎学力の修得（自然科学⑧） 答練・解説 23. 救急救命士に求められる基礎学力の修得（自然科学⑨） 答練・解説 24. 救急救命士に求められる基礎学力の修得（自然科学⑩） 答練・解説 25. 救急救命士に求められる一般教養の修得（政治①） 答練・解説 26. 救急救命士に求められる一般教養の修得（政治②） 答練・解説 27. 救急救命士に求められる一般教養の修得（社会①） 答練・解説 28. 救急救命士に求められる一般教養の修得（社会②） 答練・解説 29. 救急救命士に求められる一般教養の修得（時事①） 答練・解説 30. 救急救命士に求められる一般教養の修得（時事②） 答練・解説 ※1～6 の授業では就職支援課職員が補助指導者として加わり、実務的な説明や学生の作業への助言等を行う。				

授業外学修	1～6 次週の授業の課題を指示する。授業後はレポート作成を通じて振り返り学修を行うこと。 7～30 事前学習課題（プリント）を出す。次週の授業の効果を得るため必ず取り組むこと。次回授業の冒頭で毎回小テストを行うため、毎回の授業で間違えた部分の復習を行うこと。
履修条件及び注意事項	事前、事後学習が成績評価に直結することから真摯に取り組むこと。
成績評価方法	レポート・小テスト（30%）、定期試験（70%）により、総合判定する。
テキスト	警察官・消防官新スーパー過去問ゼミ（実務教育出版） プリントを配付する。
参考書	
備考	

学 年	1	学 期	後	曜日・時限	月IV
区 分	専門必修			科目種別	講義
授業科目名	救急医学概論			単位数	2
代表教員	澤田仁				
担当教員					
授 業 概 要	本授業科目では、救急医療に関する歴史、法令及び救命救急士の使命及び役割、メディカルコントロール制度、多職種コミュニケーションについて学ぶ。また、これらの土台となる科学や医学の考え方を理解したうえで、救急救命の現場で行う処置の種類や内容、流れを概略的に学ぶ。救急救命士の仕事を、より具体的にイメージできるようにする。				
到 達 目 標	1. 救急医療に関する法制度、制度等について説明できる。 2. 救急救命士の使命、役割、心構え、業務の概要及び多職種連携について説明できる。				
学位授与方針との関係	「1. 生命倫理と医の倫理の基本理念を理解し、人々の尊厳と権利を擁護することができる。」、「2. 救急救命士が果たすべき社会的責務を理解し、救急救命に関する専門的な知識及び技能を身に付けている。」はじめ専門教育科目のポリシー全てに該当				
授 業 計 画	1. 救急救命制度の歴史的推移、使命・役割と業務の概要 2. 応急救護体制・救急搬送体制・病院前診療体制 3. 救急受入れ体制の現状と課題 4. メディカルコントロール及びプロトコル 5. 消防機関における救急搬送体制 6. 救急救命における接遇とコミュニケーション 7. インフォームドコンセントとDNAR 8. 救急救命士法 9. 関連法令（消防法、医療法、医師法等） 10. 救急救命現場の業務 11. 救急救命の処置 12. 救急救命士の生涯教育 13. 安全管理と事故対応 14. 感染対策 15. ストレスマネジメント				
授業外学修	テキストの指定箇所を読んで理解しておくこと。授業後は授業中に指示した課題を実施し提出すること。单元ごとに小テストを実施する。				
履修条件及び注意事項	本授業科目の修得が「救急車同乗実習」及び「救急救命病院実習」の履修条件となる。				
成績評価方法	定期試験（70%）、小テスト（30%）により総合的に評価する。				
テキスト	「救急救命士標準テキスト」（へるす出版）				
参 考 書					
備 考					

学 年	3	学 期	後	曜日・時限	後学期集中
区 分	専門必修			科目種別	実習
授業科目名	救急車同乗実習			単位数	1
代表教員	小倉真治				
担当教員	澤田仁、川口智則、田尻下敏弘				
授業概要	岐阜市消防本部管轄消防署において、救急用自動車に同乗する実習を行う。出動待機、出動、現場活動、搬送、医療機関への引き継ぎ、救急事故への対応等の見学を通じて実際の救急医療の現場を知り、コミュニケーションやメディカルコントロールの重要性の理解を深め、疾病者に対する適切な接遇等を身に付ける。さらに自身が救急救命士として適切に救急救命活動を実施するための視点を養う。事前・事後の指導を学内で行う。				
到達目標	1. 消防救急隊の業務内容及び注意点について説明できる。 2. 救急搬送用自動車及び各種資機材の維持方法について説明できる。 3. 傷病者及び家族に対する適切な接遇ができる。				
学位授与方針との関係	「1. 生命倫理と医の倫理の基本理念を理解し、人々の尊厳と権利を擁護することができる。」、「2. 救急救命士が果たすべき社会的責務を理解し、救急救命に関する専門的な知識及び技能を身に付けている。」、「3. 医療チームの一員として適切なコミュニケーションを取りながら、多職種間で協働することができる。」、「5. 自ら課題を発見し、専門的知識の活用及びコミュニケーションを通じて、あらゆる視点からものごとを検証し、問題解決に取り組むことができる。」、「6. 地域社会に貢献する意欲を持ち、その知識・能力の向上に取り組むことができる。」に該当				
授業計画	1. 実習前学内指導（3時間） ・ 実習の意義・目的、到達目標、成績評価基準について ・ 実習の具体的内容について ・ 遵守事項（倫理、マナー、個人情報保護、守秘義務）について ・ 事故防止のための注意点と緊急時連絡体制について ・ 実習計画書及び報告書の作成方法等について 2. 消防署での実習（40時間） ・ 救急車に同乗して出動、現場活動、搬送、医療機関への引き継ぎ、救急事故への対応等を体験 ・ 救急車の点検等、救急隊員が消防署内で行う業務を体験 3. 実習後学内指導（2時間） ・ 実習記録の作成 ・ カンファレンス、報告会での発表 ・ 実習指導教員との面談				
授業外学修	・ これまで学修した事項の復習と実習要項の内容の理解 ・ 日々の体験の振り返り ・ 実習記録の作成及びカンファレンスでの発表準備				
履修条件及び注意事項	「生命倫理と医の倫理」「救急医学概論」「救急救命処置概論Ⅰ・Ⅱ」「救急救命シミュレーション実習Ⅰ～Ⅳ」を修得済みであることを履修条件とする。 オリエンテーションで説明する事項を厳守すること。各種ルールを守らない場合、途中で中止することもあるので心得ておくこと。				
テキスト	「救急救命士標準テキスト」（へるす出版） 「実習要項」（大学で作成し配付する。）				
成績評価方法	実習先指導者の所見（50%）、本学科教員による巡回時の所見（10%）、実習記録の内容（20%）、実習後に大学で実施するカンファレンスでの発表及び面談結果（20%）				
参考書					
備考					

学 年	3	学 期	後	曜日・時限	後学期集中
区 分	専門必修			科目種別	実習
授業科目名	救急救命病院実習			単位数	6
代表教員	澤田仁				
担当教員	石澤錠二、小島孝雄、川口智則、田尻下敏弘				
授 業 概 要	地域の救急医療機関における臨床実習を行う。実際の救急救命処置を見学することで救急医療の現場を知り、チーム医療におけるコミュニケーションやメディカルコントロールの重要性、さらに疾病者に対する適切な接遇等についても学ぶ。実際の症例に基づく指導を受けることで、各種病態や症候に関する理解をより深め、シミュレーション実習で学んだことの定着を図るとともに、観察、判断能力を磨く。また生命倫理についても考える機会とする。事前・事後の指導を学内で行う。				
到 達 目 標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 実習先病院の機能と特徴について説明できる。</li> <li>2. 実習先病院で実践されている多職種連携及び各医療職者の役割と業務内容について説明できる。</li> <li>3. 実習先病院で実践されている救急救命士の業務内容及び注意点等について説明できる。</li> <li>4. 傷病者及び家族に対する適切な接遇ができる。</li> </ol>				
学位授与方針との関係	「1. 生命倫理と医の倫理の基本理念を理解し、人々の尊厳と権利を擁護することができる。」、「2. 救急救命士が果たすべき社会的責務を理解し、救急救命に関する専門的な知識及び技能を身に付けている。」、「3. 医療チームの一員として適切なコミュニケーションを取りながら、多職種間で協働することができる。」、「5. 自ら課題を発見し、専門的知識の活用及びコミュニケーションを通じて、あらゆる視点からものごとを検証し、問題解決に取り組むことができる。」、「6. 地域社会に貢献する意欲を持ち、その知識・能力の向上に取り組むことができる。」に該当				
授 業 計 画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 実習前学内指導（80時間） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実習の意義・目的、到達目標、成績評価基準について</li> <li>・ 実習の具体的内容及びスケジュールについて</li> <li>・ 遵守事項（倫理、マナー、個人情報保護、守秘義務）について</li> <li>・ 事故防止のための注意事項について</li> <li>・ 実習計画書及び報告書の作成方法等について</li> <li>・ 緊急時連絡体制について</li> <li>・ 地域の救急医療体制の学習</li> <li>・ 実習先病院の学習</li> <li>・ 指導教員との面談</li> </ul> </li> <li>2. 病院での実習（160時間） （学習予定項目（病院の事情により変更の場合あり。）） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ バイタルサインの観察（血圧、脈拍、呼吸数など）</li> <li>・ 身体所見の観察（視診、触診、聴診など）</li> <li>・ モニターの装着（心電図、パルスオキシメータなど）</li> <li>・ 酸素投与</li> <li>・ バッグマスクによる人工呼吸</li> <li>・ 経口・経鼻エアウェイによる気道確保</li> <li>・ 気管内挿管の介助</li> <li>・ 食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスクによる気道確保</li> <li>・ 気道内吸引</li> <li>・ 喉頭鏡の使用</li> <li>・ 人工呼吸器の使用（見学のみ）</li> </ul> </li> </ol>				

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 胸骨圧迫</li> <li>・ 開胸心マッサージ（見学のみ）</li> <li>・ 末梢静脈路確保と輸液</li> <li>・ 点滴ラインの準備</li> <li>・ 中心静脈確保（見学のみ）</li> <li>・ 血糖測定</li> <li>・ 輸血の介助</li> <li>・ 除細動</li> <li>・ エピネフリンの使用</li> <li>・ ブドウ糖溶液の使用</li> <li>・ 薬剤（エピネフリンとブドウ糖溶液以外）の使用（見学のみ）</li> <li>・ 循環補助（ペースメーカー、IABP）（見学のみ）</li> <li>・ 創傷の処置の介助</li> <li>・ 骨折の処置の介助</li> <li>・ 胃チューブ挿入の介助</li> <li>・ 胸腔ドレナージ（見学のみ）</li> <li>・ ナーシング・ケア（清拭、体位変換など）</li> <li>・ 精神科領域の処置</li> <li>・ 小児科領域の処置</li> <li>・ 産婦人科領域の処置</li> <li>・ カンファレンス</li> <li>・ 医療職が行う診療以外の各種病院業務の見学、体験</li> </ul> <p>3. 実習後学内指導（30時間）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実習記録の作成</li> <li>・ カンファレンス、報告会での発表</li> <li>・ 実習指導教員との面談</li> </ul>
授業外学修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまで学修した事項の復習と実習要項の内容の理解</li> <li>・ 日々の体験の振り返り</li> <li>・ 実習記録の作成及びカンファレンスでの発表準備</li> </ul>
履修条件及び注意事項	<p>「生命倫理と医の倫理」「救急医学概論」「救急救命処置概論Ⅰ・Ⅱ」「救急救命シミュレーション実習Ⅰ～Ⅳ」を修得済みであることを履修条件とする。</p> <p>オリエンテーションで説明する事項を厳守すること。各種ルールを守らない場合、途中で中止することもあるので心得ておくこと。</p>
テキスト	<p>「救急救命士標準テキスト」（へるす出版）</p> <p>「実習要項」（大学で作成し配付する。）</p>
成績評価方法	<p>実習先指導者の所見（50%）、本学科教員による巡回時の所見（10%）、実習記録の内容（20%）、実習後に大学で実施するカンファレンスでの発表及び面談結果（20%）</p>
参考書	
備考	

【資料9-35】 朝日大学就職支援委員会規程（案）

朝日大学就職支援委員会規程（案）

平成9年5月24日制定

（目的）

第1条 この規程は、朝日大学学生部規程第6条第2項の規定に基づき、朝日大学就職支援委員会（以下「委員会」という。）に関し必要事項を定めることを目的とする。

（業務）

第2条 委員会は、学生の就職支援を実践的に遂行するため、次の業務を行う。

- （1） 就職支援に係る年間行事の立案に関する事。
- （2） 学生の個別指導に関する事。
- （3） 企業等の調査・研究及び開拓に関する事。
- （4） 就職資料・情報等の分析に関する事。
- （5） その他、就職支援に関する事。

2 前項に定めるもののほか、日本国において就職を希望する外国人留学生を主たる対象とする業務については、専門部会を設けて別に行うものとする。

（構成）

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- （1） 学生部長
- （2） 学生部長が指名した副学生部長 1名
- （3） 学生部長が法学部長の意見を聴いて指名した2名の法学部専任教員
- （4） 学生部長が経営学部長の意見を聴いて指名した2名の経営学部専任教員
- （5） 学生部長が保健医療学部長の意見を聴いて指名した4名の保健医療学部専任教員
- （6） 留学生別科長
- （7） 就職支援部部長
- （8） 就職支援部就職支援課長

2 委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（委員の補充）

第4条 前条第1項第3号及び第4号の委員に欠員が生じたときは、新たに委員を補充する。

（任期）

第5条 第3条第1項第3号及び第4号に規定する委員の任期は、2年とし、前条に規定する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

（委員長等）

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長には副学生部長をもって充て、副委員長は委員の中から学生部長が指名する。

（会議）

第7条 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、副委員長が当該職務を代行する。

- 2 委員会は、原則として、毎月1回開催するものとする。ただし、委員長は、必要がある場合、臨時に委員会を召集することができる。
- 3 前項のほか、委員会委員の3分の1以上の要求があるときは、委員長は委員会を召集しなければならない。
- 4 委員会を招集するときは、日時、場所、審議事項を書面にて、会議の7日前までに通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 5 委員会は、委員会委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 6 前項の場合において、あらかじめ委任状を提出した者は、出席者とみなす。
- 7 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、就職支援部就職支援課において行う。

(改正)

第9条 この規程の改正は、理事会が学長の意見を聴いて行うものとする。

附 則 (2025年〇月〇日)

この改正は、2025年4月1日から施行する。